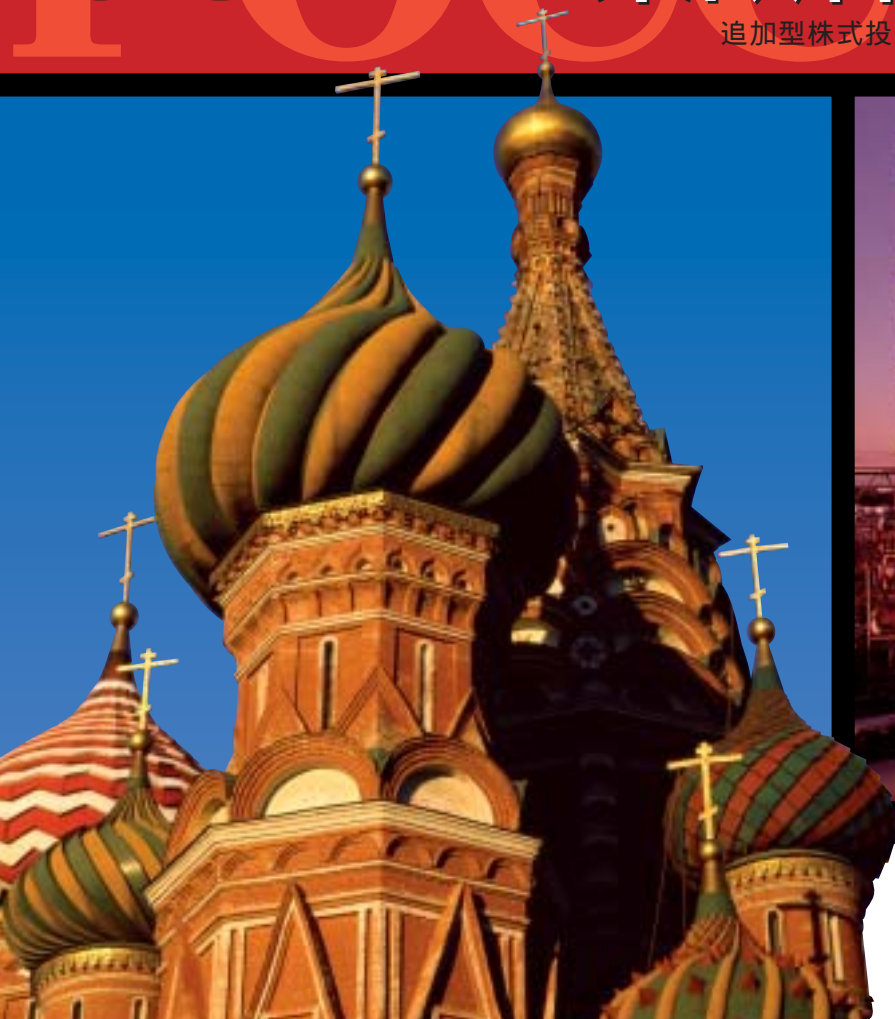




# SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



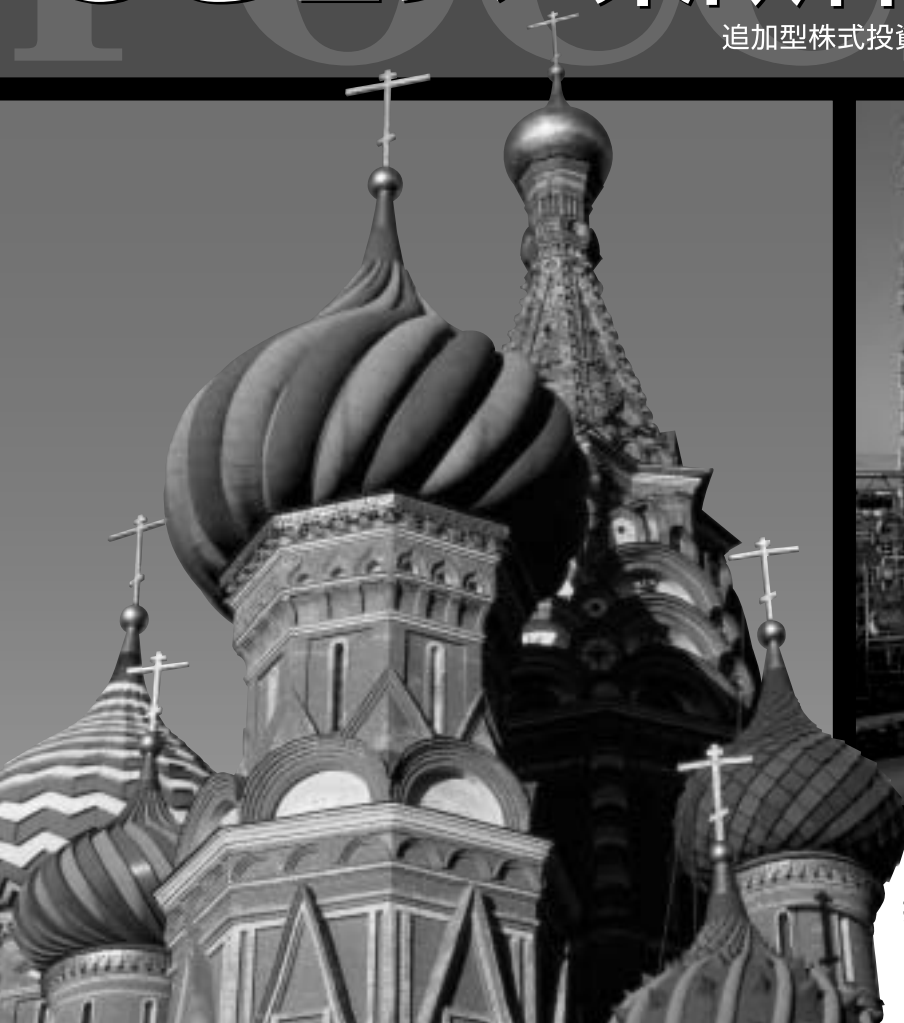
投資信託説明書(目論見書)

2006.02



# SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書（交付目論見書）

2006.02

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月3日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は投資家の請求により交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

## 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年 1月 18日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近 徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

## 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	S G ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

## 目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	.....	巻頭
第一部 証券情報	.....	1
第二部 ファンド情報	.....	4
第1 ファンドの状況	.....	4
1 ファンドの性格	.....	4
2 投資方針	.....	8
3 投資リスク	.....	14
4 手数料等及び税金	.....	16
5 運用状況	.....	20
6 手続等の概要	.....	24
7 管理及び運営の概要	.....	26
第2 財務ハイライト情報	.....	29
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	.....	33
第4 ファンドの詳細情報の項目	.....	33
約 款	.....	巻末

## 投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。  
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

### SG ロシア東欧株ファンド

商品分類	追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ
運用の基本方針	長期的な信託財産の成長を図ることを目的としてファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限
決算日	年1回決算、原則10月20日（日本の休業日の場合は翌営業日）
分配方針	原則として、実績に応じ、基準価額水準等を勘案して分配します。
お申込日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで）取得のお申込みができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、取得のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
お申込価額	取得のお申込日の翌営業日の基準価額（当初1口 = 1円）
お申込単位	分配金受取りコース： 1万口単位もしくは10万口以上1万口単位（口数指定） 1万円以上1円単位（金額指定） 分配金再投資コース： 1万円以上1円単位（金額指定） ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。
お申込手数料率	3.675%（税抜き3.5%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで）ご解約のお申込みができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、ご解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込みの受付日から6営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約のお申込日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.92925%（税抜き0.88500%）を乗じて得た額とします。 （ファンドが投資する「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）」の信託報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.80%および0.15%となります。） 詳しくは、投資信託説明書（目論見書）本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

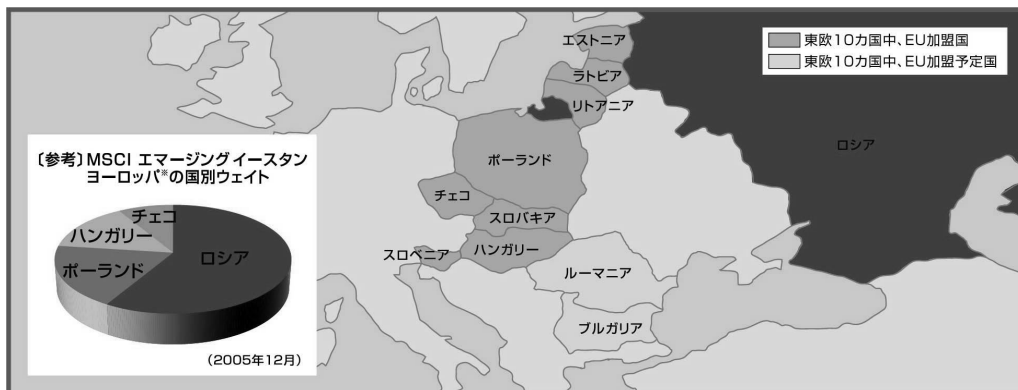
## ファンドの特色

1

**主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。**

(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。)

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、DR(預託証券)、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。

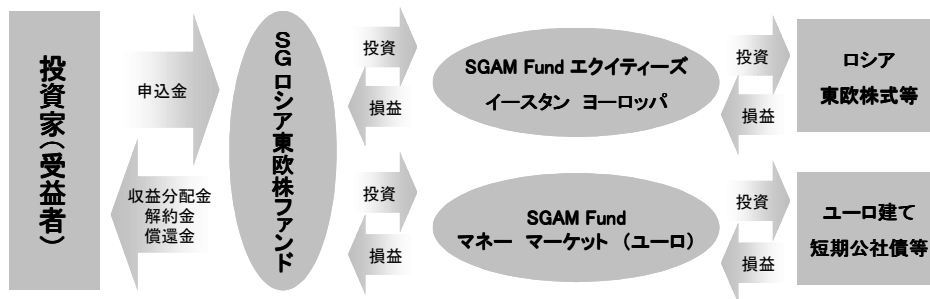


\* MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ (MSCI EM Eastern Europe)とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。

2

**ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。**

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。ロシア・東欧株式への実質的な投資は「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。



3

**原則として、為替ヘッジは行いません。**

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

## SG ロシア東欧株ファンド 用語集

本書で使用している用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことで、決算日ごとおよび償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
エマージング(市場)	アジア、中南米、ロシア・東欧など発展途上にある国々の新興市場をいいます。一般的に、先進諸国と比較した場合、高いパフォーマンスが期待される一方で、未成熟であるために価格変動リスクや信用リスク等のリスクが大きくなります。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
為替ヘッジ	外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されつつあります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われなくてもあります。
受益証券	契約型投資信託における当該投資信託の保有者である受益者の受益権を表す証券のことで、販売会社に保管を委託できます。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことで、
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
DR(預託証券)	ある国で発行された株式を海外で流通させるため、その原株式を銀行等に預託し、その信託財産をもって海外で発行される代替証券をいいます。株式同様、証券取引所等で取引されます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファンド・オブ・ファンズ	主として他の投資信託に投資する投資信託をいいます。一定の選定基準のもと、原則として複数の投資信託を組み入れます。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

SG ロシア東欧株ファンド

(以下「ファンド」といいます。)

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別 : 原則無記名式(記名式への変更も可能)

単体型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券(以下、「受益証券」といいます。)です。

### (3) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

### (4) 発行価格

発行価格

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益証券1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関および証券会社(以下、「販売会社」といいます。)、もしくは委託会社(「(12) その他その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

### (5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.675%(税抜き3.5%)を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。詳しくは販売会社(「(12) その他その他」にてご照会ください。)にお問い合わせください。



(6) 申込単位

分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

継続募集期間：平成 18 年 2 月 3 日から平成 19 年 1 月 18 日まで

継続募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドのお申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（「(12) その他 その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し受益証券の取得申込みを行います。申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

## (12) その他

### 取得申込みの方法

受益証券の取得申込みを行う申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの申込みには、分配金の受取方法により「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合には、販売会社と「自動けいぞく投資契約」を締結します。なお、保護預りに関する契約を締結し、受益証券を保護預りとすることができます。ただし、「分配金再投資コース」を選択する場合は、全て保護預りとなります。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。

また、販売会社により「定時定額購入」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「定時定額購入」に関する取り決めを行う必要があります。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。また、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

### 取得申込受付の中止

委託会社が止むを得ない事情があると判断した場合、取得申込みの受付を取り消すことがあります。

### 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

### その他

委託会社へのお問い合わせ先

#### お問い合わせ先

#### ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### ファンドの目的

この投資信託は、外国投資法人「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」のユーロ建投資証券、ならびに外国投資法人「SGAM Fund マネーマーケット（ユーロ）」のユーロ建投資証券などわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じ、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ に属します。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザー信託を除く））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

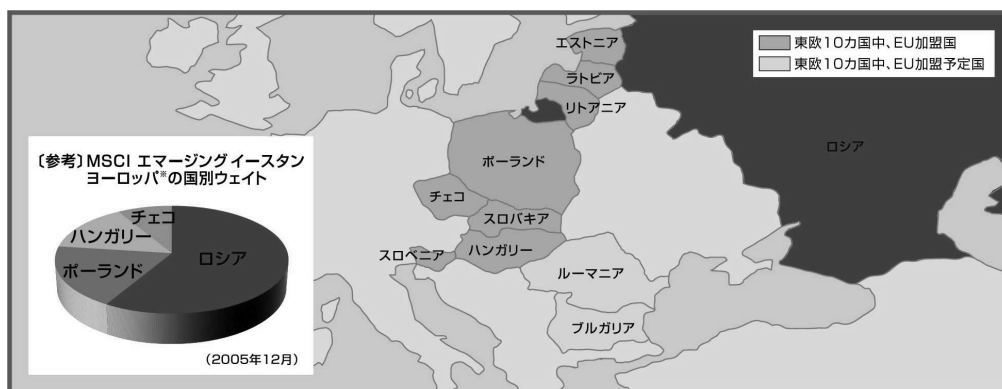
###### 信託金の限度額

信託金の限度額は 1,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの特色

1. 主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。（今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。）

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、DR（預託証券）、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。



MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ (MSCI EM Eastern Europe)とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。

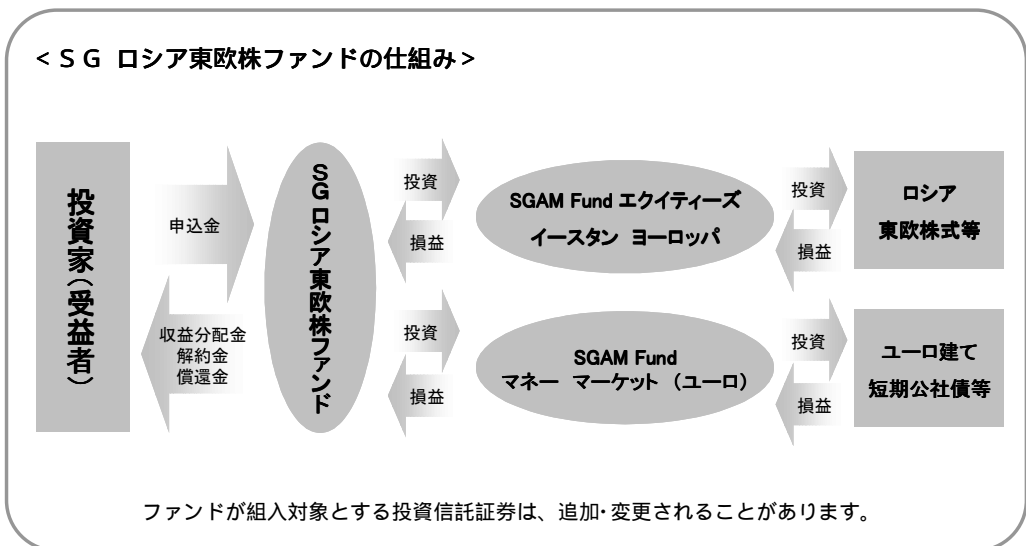
ロシア・東欧株式への実質的な投資は「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

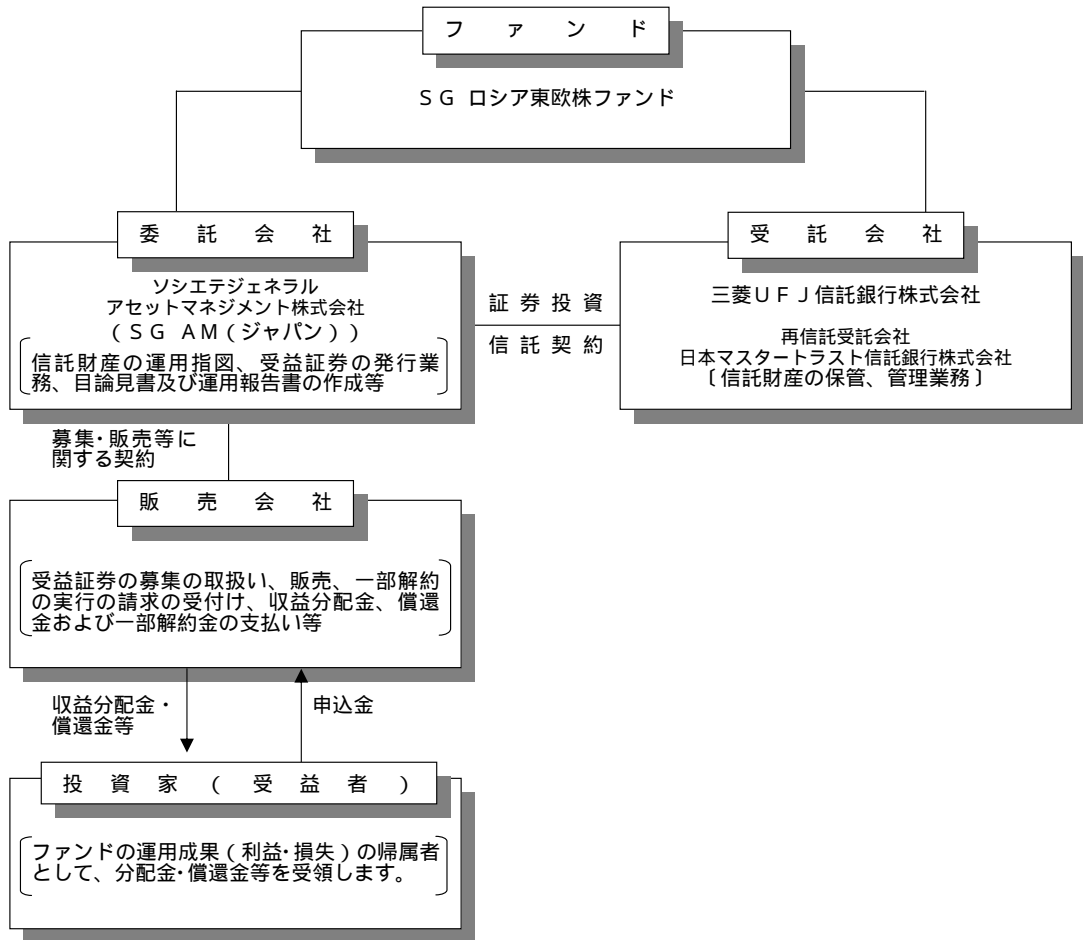
## (2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

### ファンドの関係法人



### 各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、受益証券の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

## 委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿 革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更			
大 株 主	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
の 状 況	ソシエテジェネラル投資顧問(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書提出日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について	
本書においてソシエテ ジェネラルを「SG」、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SG アセット マネジメント」または「SG AM」と表示することがあります。「SG」とはソシエテ ジェネラルを表すブ ランドであり、ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。	
ソシエテ ジェネラル	SG
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント (本社・フランス パリ)	SG アセット マネジメント またはSG AM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (本社・日本 東京)	SG アセット マネジメント(ジャパン) またはSG AM(ジャパン)
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッド (本社・イギリス ロンドン)	SG アセット マネジメント UK またはSG AM(UK)

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

#### 運用方針

ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

#### 投資態度

- (イ) 主として「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- (ロ) 「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
- (ハ) 原則として、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- (ホ) 組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。
- (ヘ) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

### (2) 投資対象

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - (a) 有価証券
  - (b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
  - (c) 外国市場証券先物取引にかかる権利
  - (d) 金銭債権（(a)及び(e)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
  - (e) 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
  - (f) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）
    - A 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）
    - B 有価証券
    - C 金銭債権
- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - (a) 為替手形

#### 投資対象とする有価証券

- (a) 投資信託および外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - (b) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
  - (c) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  - (d) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  - (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- なお、(a)および(b)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### その他

- (a) わが国の証券取引所における有価証券指数等先物取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (b) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。



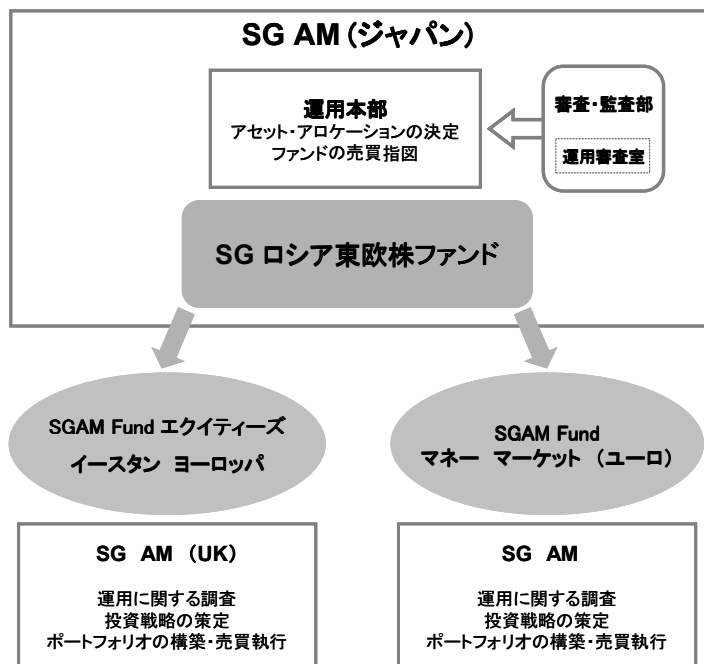
## 参 考 情 報

### ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	S G A M F u n d エクイティーズ イースタン ヨーロッパ
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（ユーロ建て）
主な投資対象	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
運用の基本方針	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指して運用します。
ベンチマーク	MSCI EM Eastern Europe (MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ)
設定日	1997年5月12日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
解約制限	解約請求の合計がその解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で解約請求の合計が受益権の総口数の10%未満になるように、全ての受益者を対象に解約額を減額することができます。
信託報酬	年率0.80%以内
その他の費用	年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。
申込手数料	ございません。
投資顧問会社	S G アセット マネジメント U K
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	ユーロ VL ルクセンブルグ

ファンド名	S G A M F u n d マネー マーケット（ユーロ）
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（ユーロ建て）
主な投資対象	主としてユーロ建て短期公社債に投資します。
運用の基本方針	主として短期公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
ベンチマーク	EURIBOR 3 MONTHS
設定日	1999年2月1日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
解約制限	解約請求の合計がその解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で解約請求の合計が受益権の総口数の10%未満になるように、全ての受益者を対象に解約額を減額することができます。
信託報酬	年率0.15%以内
その他の費用	年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。
申込手数料	ございません。
投資顧問会社	S G アセット マネジメント
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	ユーロ VL ルクセンブルグ

### (3) 運用体制



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。ファンドにはリスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査室でモニタリングしています。

上記は本書提出日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

### (4) 分配方針

#### 収益分配方針

毎決算時（原則として10月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

#### (a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

#### (b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

#### (c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

#### 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、

次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

#### 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに収益分配金を支払います。支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」の受益者の場合は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

#### (5) 投資制限

##### 信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。  
(ロ) 株式への直接投資は行いません（約款「運用の基本方針」）。  
(ハ) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません（約款「運用の基本方針」）。

##### 法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

##### (イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、すべての投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

##### (ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の(a)および(b)に掲げる額（これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回るものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

- (a) 信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。以下、後

記(b)において同じ)および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引および選択権付債券売買)の売付約定にかかるものを除きます。)

- (b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等(オプションの行使の対象となるまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

### 3 投資リスク

#### (1) ファンドのリスク

ファンドは、主として値動きのある投資信託証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものでなく、記載以外のリスクも存在します。

##### 価格変動リスク

一般に、投資信託証券など有価証券の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、大きく変動します。ファンドにおいては有価証券の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### 信用リスク

一般に、投資信託証券など有価証券の発行体の財務状況の悪化等により、債券等にデフォルト（債務不履行）が生じたり、株価が下落したりする場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産については、為替変動の影響を受ける場合があります。一般に、資産価値は変わらなくても、円高が進行した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

##### カントリーリスク

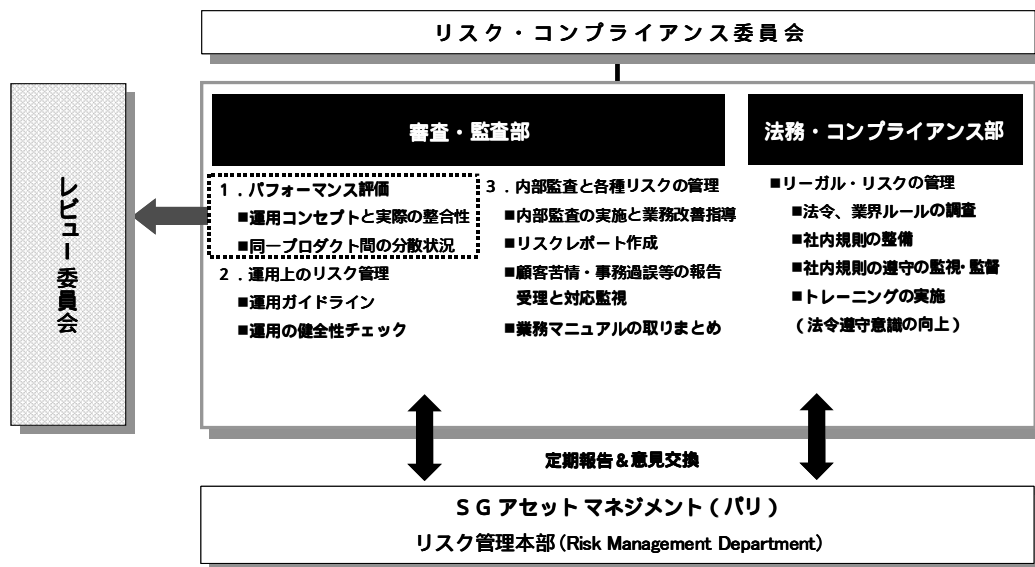
海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、規模や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

## (2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

### 委託会社のリスク管理体制



上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

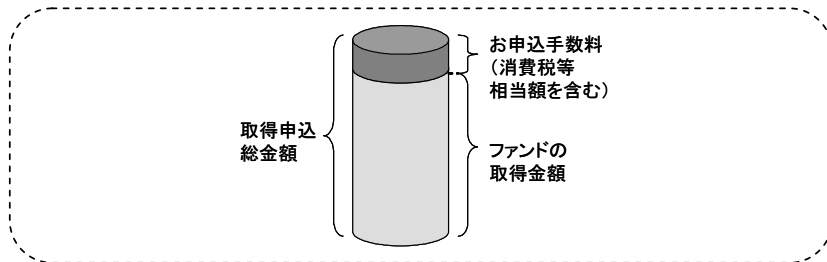
## 4 手数料等及び税金

### (1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.675%（税抜き 3.500%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

#### ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

### (2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありませんが、信託財産留保額として一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除します。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で信託財産に留保される金額です。

### (3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.92925%（税抜き0.88500%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.10500% ( 税抜き0.100% )	0.78750% ( 税抜き0.750% )	0.03675% ( 税抜き0.035% )

#### (4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.0525%（税抜き 0.0500%）を乗じて得た金額を上限として、毎計算期間の最初の 6 カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資する「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」の本書提出日現在の信託報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率 0.80%および 0.15%となります。したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率 1.74%となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。

#### (5) 課税上の取扱い

個別元本方式について

##### (イ) 個別元本について

- (a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。



(c) ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、（八）収益分配金の課税についてを参照。）。

(ロ) 一部解約時および償還時の課税について

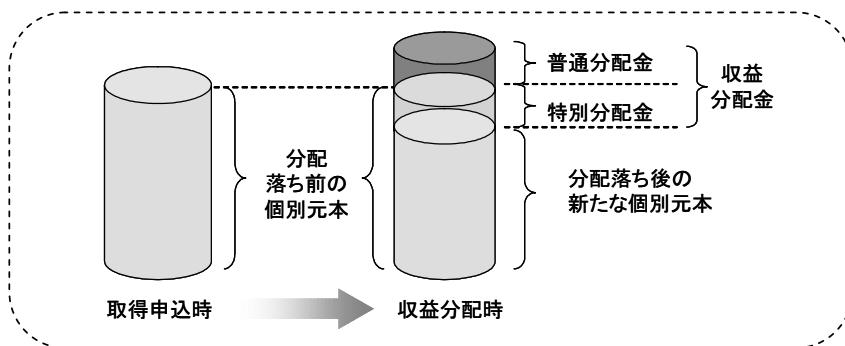
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(ハ) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



## 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 10% (所得税 7% および地方税 3%)、また平成 20 年 4 月 1 日以降は 20% (所得税 15% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度 (源泉徴収のみで納税が完了する仕組み) が適用されます。

確定申告を行い総合課税の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

### (ロ) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは 7% (所得税 7%)、また平成 20 年 4 月 1 日以降は 15% (所得税 15%) の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

## 5 運用状況

### (1) 投資状況

(平成17年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	8,966,109,944	98.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		148,515,157	1.63
合計(純資産総額)		9,114,625,101	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### 参考

#### SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資状況

(平成17年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
株式	ロシア	80,750,241	58.39
	ポーランド	24,755,389	17.90
	ハンガリー	22,995,543	16.63
	チェコ	8,929,300	6.46
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		861,940	0.62
合計(純資産総額)		138,292,413	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)の投資状況

(平成17年11月末日現在)

資産の種類	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
譲渡可能定期預金証書	501,705,683	75.64
ユーロ建CP	61,157,973	9.22
短期社債	30,348,171	4.58
CP	23,457,565	3.54
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	46,602,405	7.02
合計(純資産総額)	663,271,797	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### (2) 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

(平成17年11月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価(ユーロ)		評価額(ユーロ)		邦貨換算(円)	投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額		
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ	395,868,236	0.14	8,952,248,529	0.16	63,509,141.10	8,952,248,529	98.22
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)	905,513	0.10	98,128.08	0.10	98,335.81	13,861,415	0.15

## 種類別投資比率

(平成17年11月末日現在)

種類	国/地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	98.37
合計		98.37

(注) 比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率であります。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

種別	所在地	数量 (ユーロ)	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替(買予約)	日本	1,420,000.00	198,987,440	200,149,000	2.20

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 参考

### SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

(平成17年11月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	業種	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ / ADR	USD	217,650	エネルギー	9,567,701.85	13,512,676.47	9.83
ハンガリー	株式	OTP BK LTD	HUF	452,094	金融	13,217,676.95	13,430,936.40	9.77
ロシア	株式	LUKOIL HLDG / ADR	USD	274,032	エネルギー	8,398,525.14	13,237,463.89	9.63
ロシア	株式	GAZPROM / ADR	USD	212,724	エネルギー	8,249,615.92	12,734,399.80	9.27
ハンガリー	株式	MOL MAGYAR OLAY -A-	HUF	81,223	エネルギー	5,335,476.97	6,912,732.43	5.03
ロシア	株式	JSC MMC NORILSK / ADR	USD	92,405	素材	4,759,519.83	6,800,995.46	4.95
ロシア	株式	VIMPEL COM / ADR	USD	170,956	通信サービス	5,063,508.98	6,524,551.29	4.75
ロシア	株式	AFK SISTEMA / GDR	USD	328,462	通信サービス	5,184,561.35	6,182,945.18	4.50
ロシア	株式	MOBILE TELE / ADR	USD	193,300	通信サービス	5,546,656.02	6,085,749.78	4.43
ポーランド	株式	PKN ORLEN -S- / GDR	USD	186,065	エネルギー	4,241,937.58	5,733,329.46	4.17
ポーランド	株式	POLISH TCOM -A- GDR	USD	813,607	通信サービス	4,070,460.87	4,911,927.62	3.57
ポーランド	株式	BANK BPH SA	PLN	26,424	金融	4,165,231.56	4,756,113.39	3.46
チェコ	株式	CESKE ENERG ZAVODY	CZK	175,411	エネルギー	3,026,653.92	4,114,706.53	2.99
ポーランド	株式	GRPA BK PEKAO	PLN	79,565	金融	2,931,142.99	3,559,869.08	2.59
チェコ	株式	CESKY TCOM AS	CZK	186,365	通信サービス	3,189,750.11	3,177,231.52	2.31
ロシア	株式	UES / GDR	USD	82,334	公益事業	2,033,775.49	2,715,726.97	1.98
ハンガリー	株式	GEDEON RICHTER / GDR	USD	17,472	ヘルスケア	1,860,728.43	2,651,874.34	1.93
ロシア	株式	URALSVMZINFORM	USD	87,022,305	通信サービス	2,587,514.43	2,641,623.37	1.92
ポーランド	株式	AMREST HLDGS NV	PLN	279,103	一般消費財	1,732,916.98	2,375,850.54	1.73
ロシア	株式	CENTRAL TCOM CO	USD	5,692,295	通信サービス	1,797,701.04	2,135,787.12	1.55
ロシア	株式	SIBIRTLCOM JSC	USD	34,525,072	通信サービス	1,774,556.83	1,826,738.87	1.33
チェコ	株式	PHILIP MORRIS CR AS	CZK	2,790	生活必需品	1,585,358.97	1,637,362.23	1.19
ポーランド	株式	BUDIMEX SA	PLN	169,622	資本財サービス	1,875,045.38	1,565,673.52	1.14
ロシア	株式	LEBEDYANSKY EXPERIM	USD	26,631	生活必需品	851,871.32	1,354,864.97	0.99
ロシア	株式	NORTH WEST TELECOM	USD	1,715,794	通信サービス	1,095,115.60	1,072,962.29	0.78
ロシア	株式	ROSTLCOM / ADR	USD	91,000	通信サービス	1,032,037.55	1,064,823.84	0.77
ロシア	株式	VOLGATLCOM JSC	USD	328,654	通信サービス	1,033,942.32	1,036,666.71	0.75
ロシア	株式	MECHEL OAO / ADR	USD	39,800	素材	1,068,389.67	960,451.10	0.70
ロシア	株式	TRANSNEFT (PREF)	USD	571	エネルギー	817,707.55	861,813.71	0.63
ポーランド	株式	PROKOM SOFTWARE / GDR	USD	43,170	情報技術	706,844.93	701,972.35	0.51

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

S G A M F u n d マネー マーケット(ユーロ)の投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成17年11月末日現在)

種類	銘柄名	通貨	数量	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
譲渡可能定期預金証書	DEXIA 2.245% 070206	ユーロ	27,600,000	27,600,000.00	27,600,000.00	4.48
ユーロ建C P	COMPASS 0% 201205	ユーロ	21,500,000	21,387,640.62	21,387,640.62	3.47
譲渡可能定期預金証書	OKB 0% 300106	ユーロ	20,000,000	19,889,392.87	19,889,392.87	3.23
譲渡可能定期預金証書	NORDEA 0% 060206	ユーロ	20,000,000	19,884,476.71	19,884,476.71	3.22
譲渡可能定期預金証書	CAIXA 0% 060206	ユーロ	20,000,000	19,884,218.61	19,884,218.61	3.22
譲渡可能定期預金証書	FINAREF 0% 130406	ユーロ	20,000,000	19,802,388.66	19,802,388.66	3.21
譲渡可能定期預金証書	ANTALIS 0% 180106	ユーロ	19,200,000	19,095,497.24	19,095,497.24	3.10
C P	GECC 2.40% 240206	ユーロ	15,000,000	15,000,000.00	15,000,000.00	2.43
譲渡可能定期預金証書	PASS 2.125% 281205	ユーロ	15,000,000	15,000,000.00	15,000,000.00	2.43
譲渡可能定期預金証書	NATEXIS 2.24% 070206	ユーロ	15,000,000	15,000,000.00	15,000,000.00	2.43
譲渡可能定期預金証書	CCF 2.42% 280206	ユーロ	15,000,000	15,000,000.00	15,000,000.00	2.43
短期社債	HEXAGON 0% 200206	ユーロ	15,000,000	14,913,131.01	14,913,131.01	2.42
譲渡可能定期預金証書	LMA 0% 310106	ユーロ	14,900,000	14,815,944.21	14,815,944.21	2.40
譲渡可能定期預金証書	UNICREDITO 0% 0406	ユーロ	13,000,000	12,868,738.86	12,868,738.86	2.09
譲渡可能定期預金証書	ALLIED IR 2.155%1801	ユーロ	12,000,000	12,000,000.00	12,000,000.00	1.95
譲渡可能定期預金証書	CMB 2.2325% 080205	ユーロ	12,000,000	12,000,000.00	12,000,000.00	1.95
譲渡可能定期預金証書	CA UNION 0% 170106	ユーロ	12,000,000	11,934,275.29	11,934,275.29	1.94
譲渡可能定期預金証書	BCA POP VER 0%100206	ユーロ	12,000,000	11,930,939.74	11,930,939.74	1.93
ユーロ建C P	MANE 0% 160206	ユーロ	12,000,000	11,929,272.67	11,929,272.67	1.93
譲渡可能定期預金証書	CRAMIF 2.13% 301205	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	IXIS CIB 2.155% 1301	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	CNCEP 2.154% 200106	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	CFCM NORD 2.16% 0106	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	CNCEP 2.1525% 250106	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	CFCM 2.16% 260106	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	CCNCEP 2.235% 030206	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	NATEXIS 2.405% 0206	ユーロ	10,000,000	10,000,000.00	10,000,000.00	1.62
譲渡可能定期預金証書	OKB 0% 161205	ユーロ	10,000,000	9,954,860.24	9,954,860.24	1.61
譲渡可能定期預金証書	EBURY 0% 231205	ユーロ	10,000,000	9,948,444.95	9,948,444.95	1.61
譲渡可能定期預金証書	CAIXA 0% 170106	ユーロ	10,000,000	9,947,477.32	9,947,477.32	1.61

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成17年10月20日)	6,597 (7,456)	11,521 (13,021)
平成17年 3月末	673	10,017
4月末	861	9,788
5月末	898	9,663
6月末	1,013	10,367
7月末	1,756	11,394
8月末	3,814	12,163
9月末	6,371	14,038
10月末	7,149	11,180
11月末	9,114	12,561

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

分配の推移

	1万口当たり分配金(税込み) (円)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	1,500

収益率の推移

	収益率(%)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	30.21

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期初の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等

販売会社は、販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込みを行う申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。お申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

#### お問い合わせ先

#### ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください）へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受け付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

### (2) 換金（解約）手続等

受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

申込コース	解約単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位

一部解約の申込みは委託会社の指定する販売会社で、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。換金（解約）手数料はありませんが、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額<sup>1</sup>とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本<sup>2</sup>を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となり、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

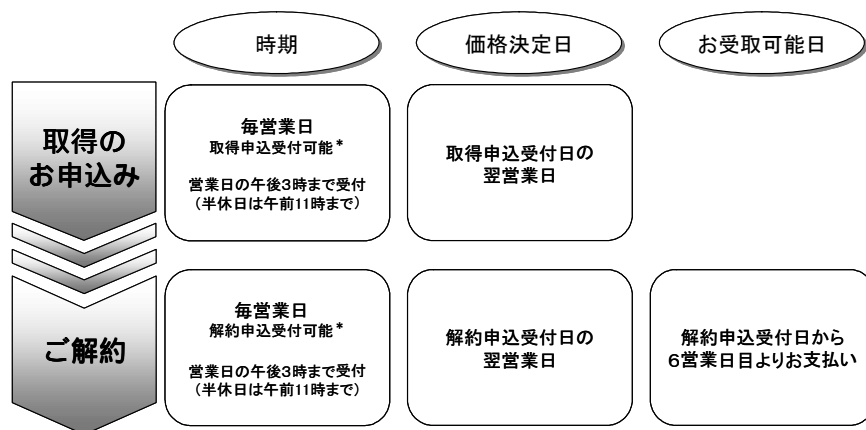
1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

上記についての詳細は前述の「4. 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けの制限または停止、およびすでに受け付けた申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。



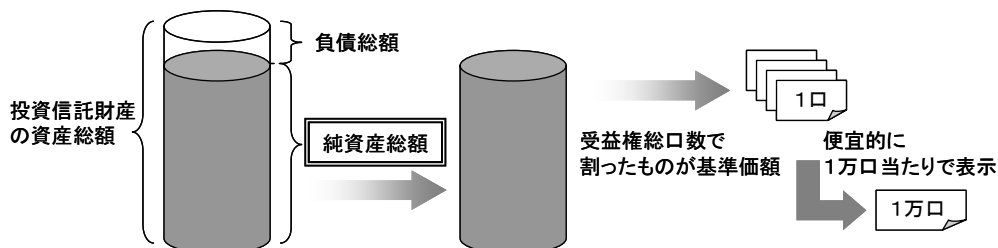
\* ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得および解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。



## 7 管理及び運営の概要

### 資産の評価 < 基準価額の算定 >

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



### < 基準価額の算出頻度と公表 >

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「6 手続等の概要 (1) 申込（販売）手続等」をご参照ください。また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されず（朝刊のオープン基準価格欄 [ S G アセット ] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます）。

\*なお、基準価額は1万口当りに表示されたものが発表されます。

信託期間 原則として無期限です。

\*ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間 原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。

\*ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更 (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

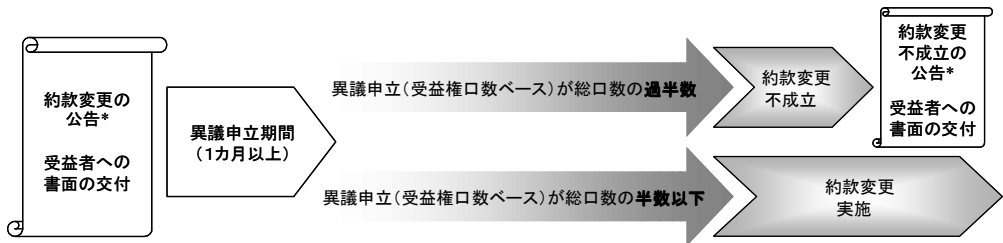
(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了 (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

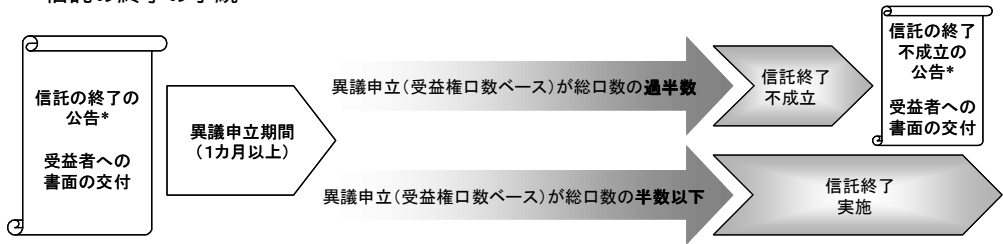
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内(1カ月以上)に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

< 信託の終了の手続 >



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A．委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B．委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき

C．監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet.go.jp/>)にて閲覧することができます。

## 第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成17年3月31日から平成17年10月20日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

SG ロシア東欧株ファンド

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 期
		(平成17年10月20日現在)
		金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
金 銭 信 託		69,813,358
コ ー ル ・ ロ ー ン		1,344,073,116
投 資 証 券		6,239,471,822
派 生 商 品 評 価 勘 定		100,750
未 収 入 金		179,894,000
未 収 利 息		36
流 動 資 産 合 計		7,833,353,082
資 産 合 計		7,833,353,082
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 収 益 分 配 金		858,920,380
未 払 解 約 金		373,144,714
未 払 受 託 者 報 酬		147,428
未 払 委 託 者 報 酬		3,580,356
そ の 他 未 払 費 用		210,604
流 動 負 債 合 計		1,236,003,482
負 債 合 計		1,236,003,482
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本		5,726,135,871
剰 余 金		
期 末 剰 余 金		871,213,729
純 資 産 合 計		6,597,349,600
負 債 ・ 純 資 産 合 計		7,833,353,082

## 2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 期 〔 自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日 〕
		金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息		861
有価証券売買等損益		396,394,942
為替差損益		97,069,456
営業収益合計		493,465,259
営業費用		
受託者報酬		502,324
委託者報酬		12,199,195
その他費用		792,601
営業費用合計		13,494,120
営業利益		479,971,139
経常利益		479,971,139
当期純利益		479,971,139
一部解約に伴う当期純利益分配額		88,006,084
期首剰余金		-
剰余金増加額		1,484,446,655
当期追加信託に伴う剰余金増加額		1,484,446,655
剰余金減少額		146,277,601
当期一部解約に伴う剰余金減少額		146,277,601
分 配 金		858,920,380
期 末 剰 余 金		871,213,729

重要な会計方針

期 別	第 1 期 〔 自 平成 17 年 3 月 3 1 日 〕 〔 至 平成 17 年 1 0 月 2 0 日 〕
項 目	
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 投資証券 基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他	<p>当ファンドの計算期間は平成 17 年 3 月 3 1 日（設定日）から平成 17 年 1 0 月 2 0 日までとなっております。</p>

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

#### 1 投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、無記名式受益証券を記名式に、または記名式受益証券を無記名式に変更することができます。また、記名式受益証券を所有している受益者は、委託会社の定める手続きによって、ファンドの受益証券を取得した販売会社に申し出ることにより、名義書換を請求することができます。ただし、名義書換手続きは、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。記名式受益証券から無記名式受益証券への変更および無記名式受益証券から記名式受益証券への変更ならびに名義書換にかかる手数料は徴収しません。

なお「分配金再投資コース」を選択する場合は、取得した受益証券はすべて保護預りとなり、混蔵保管されるため、記名式への変更は行いません。

#### 2 受益者名簿

作成いたしません。

#### 3 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

#### 4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### 第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

#### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

#### 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

#### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 附属明細表

#### 2 ファンドの現況

純資産額計算書

#### 第5 設定及び解約の実績



## SG ロシア東欧株ファンド 約款

### 運用の基本方針

約款第20条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつぎのものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

投資信託証券(投資信託および外国投資信託の受益証券、および投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券をいいます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

①主として「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等(短期金融商品を含みます。)へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。

②「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。

③原則として、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。

④外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

⑤組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。

⑥投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資産動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的、に上記と異なる運用を行う場合があります。

##### (3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への直接投資は行いません。

③外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

### 追加型株式投資信託

SG ロシア東欧株ファンド  
約款

#### 【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

#### 【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

#### 【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金672,230,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

#### 【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項及び第7項、第48条第2項の規定による信託終了日までとします。

#### 【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

#### 【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、672,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### 【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### 【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第22条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### 【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

## 【受益証券の発行および種類】

第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。
- ③ 保護預り契約および自動いぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動いぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとします。)にしたがう契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ)または登録金融機関(証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ)が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

## 【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

## 【受益証券の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

- ② ただし、前項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。
- ③ 第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合等で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止

することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

## 【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

## 【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第14条 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

## 【受益証券の再交付】

第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

- ② 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

## 【受益証券を毀損した場合等の再交付】

第16条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

## 【受益証券の再交付の費用】

第17条 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。

## 【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。
  - イ. 有価証券
  - ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利
  - ハ. 外国市場証券先物取引にかかる権利
  - ニ. 金銭債権(イ及びホに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
  - ホ. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
  - ヘ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
    - a 金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。)
    - b 有価証券
    - c 金銭債権

## 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

### イ. 為替手形

#### 【運用の指図範囲等】

第19条 委託者は、信託金を、主として、投資信託および外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)ならびに投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)(以下「投資信託証券」といいます。)(のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
  2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
  3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することを指図ができます。

#### 【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### 【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 【外国為替予約取引の指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 【信託業務の委託】

第23条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等である有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

- ② 受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業

務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ③ 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### 【投資信託証券の保管】

第24条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

#### 【有価証券の保管】

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

#### 【混蔵寄託】

第26条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### 【信託財産の表示および記載の省略】

第27条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

#### 【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第28条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

#### 【再投資の指図】

第29条 委託者は、前条の規定による売却代金、投資信託証券にかかる分配金、有価証券等にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### 【資金の借入れ】

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代

金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 【損益の帰属】

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### 【受託者による資金の立替え】

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる分配金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別これを定めます。

#### 【信託の計算期間】

第33条 この信託の計算期間は、毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年3月31日から平成17年10月20日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### 【信託財産に関する報告】

第34条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### 【信託事務の諸費用】

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。))は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ③ かかる費用の額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

#### 【信託報酬の額および支弁の方法】

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88.5の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

#### 【収益の分配】

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。))は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第38条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。))については第39条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融

機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかわる受益証券の売付を行います。なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。ただし、第42条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑨ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印章の印影を届出印として届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。
- ⑩ 委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

#### 【受益証券の保護預り等】

第40条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、原則として、第10条の規定により発行される受益証券を別に定める契約により混蔵保管するものとします。

#### 【収益分配金および償還金の時効】

第41条 受益者が、収益分配金について第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### 【信託契約の一部解約】

- 第42条 受益者(委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、委託者に委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② ただし、前項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がロンドンまたはルクセンブルクの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。
  - ③ 受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。
  - ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
  - ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
  - ⑥ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または停止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
  - ⑦ いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を越える場合、委託会社の裁量で、全部または一部に解約に制約を設けることができます。
  - ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

#### 【信託契約の解約】

第43条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回るようになったとき
  2. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認められたとき
  3. やむを得ない事情が発生したとき
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかわる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかわる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
  - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べた旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
  - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口

数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
  1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
  2. 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき
  3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- ⑧ 委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたいがいます。ただし、前項第1号または第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

#### 【信託約款の変更】

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたいがいます。

#### 【反対者の買取請求権】

第45条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

- ② 前項の場合の取扱い、は、受託者、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関が協議のうえ、決定

するものとします。

#### 【委託者および受託者の業務引継】

第46条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

- ② 監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

#### 【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第47条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

#### 【受託者の辞任に伴う取扱い】

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第44条の規定にしたいが、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 【公告】

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 【信託約款に関する疑義の取扱い】

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年 3月31日(信託契約締結日)

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役社長 右近 徳雄

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社

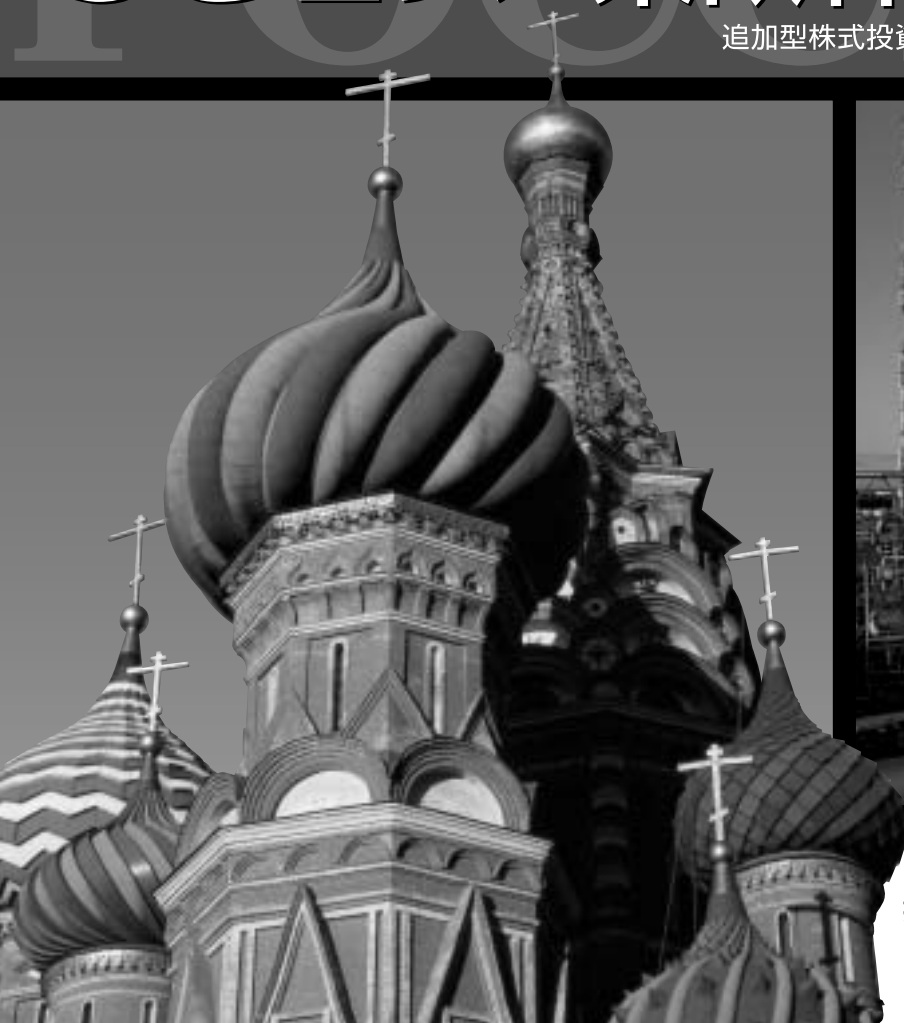
取締役社長 安田 新太郎

SG ロシア東欧株ファンド



# SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書（請求目論見書）

2006.02



1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月3日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際に請求があった場合に交付される目論見書です。
3. 「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

## 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成18年 1月 18日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近 徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

## 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	S G ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

## 目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	6
第4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	9
2 ファンドの現況	19
第5 設定及び解約の実績	19

## 第1 ファンドの沿革

平成17年 3月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

## 第2 手続等

### 1 申込（販売）手続等

- (1) 販売会社は、募集期間中の販売会社の営業日において、受益証券の募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込みを行う申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。お申込みの取扱いは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。  
基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

#### お問い合わせ先

#### ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス： <http://www.sgam.co.jp/>

- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金を、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

また、販売会社によっては、上記の申込単位の他に「定時定額購入コース」を選択することができます。

「分配金再投資コース」および「定時定額購入コース」のいずれの場合も、別に定める自動けいぞく投資契約を販売会社との間に締結していただき、当該契約に規定する申込単位での買い付けとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (4) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受け付けを停止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

## 2 換金（解約）手続等

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

申込コース	解約単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位

一部解約の申込みは委託会社の指定する販売会社で、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからの申込みは翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 一部解約の価額は、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額<sup>1</sup>とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本<sup>2</sup>を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額となります。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

- (3) 受益者が、一部解約の申込みをするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとしします。
- (4) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。
- (6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けの制限または停止、およびすでに受け付けた申込みの取消し、またはその両方を行うことができるものとしします。

- (7) 前記(5)または(6)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

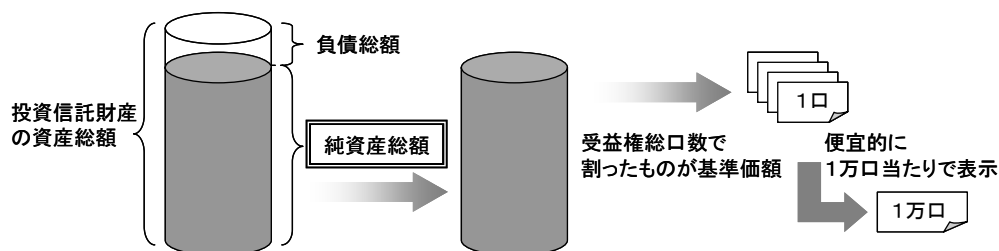
### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



###### 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

##### (2) 保管

受益証券は受益者と販売会社の間に取り交わされる証券投資信託受益証券等の保護預り契約に基づき販売会社に保管を委託できます。ただし、委託会社に申込みを行った受益者は、保護預りを行う会社との保護預り契約に基づき受益証券の保管を委託できます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。また受益者は、無記名式もしくは記名式で受益証券を保有することができます。

##### (3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

#### (4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年 10 月 21 日から翌年 10 月 20 日までとします。  
前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

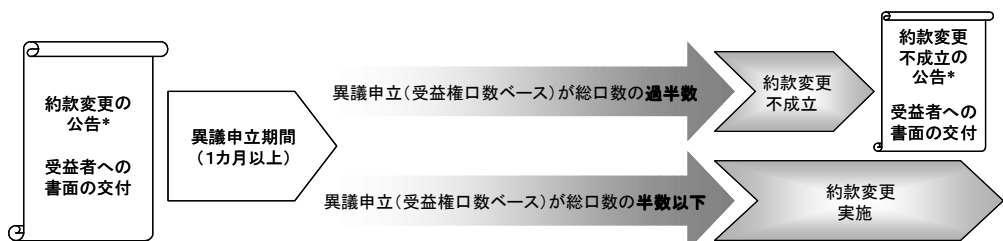
#### (5) その他

##### 償還金

償還金は、信託終了日から後 1 カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して 5 営業日目）から受益証券等と引換えに販売会社でお支払いします。

##### 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は 1 カ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更をしません（約款第 44 条第 4 項）。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記(イ)から(ハ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ト) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

## 販売会社との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

## 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回るようになったとき

B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

C やむを得ない事情が発生したとき

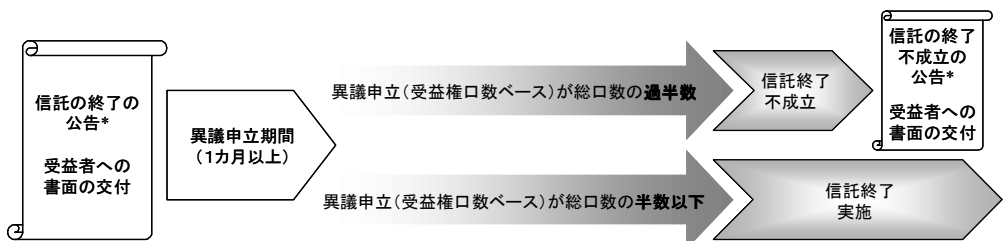
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「 信託約款の変更 (ハ) 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet.go.jp/>)にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

## 2 受益者の権利等

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

### (3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。



#### 第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成17年3月31日から平成17年10月20日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成17年12月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士

高尾 幸谷



代表社員  
業務執行社員 公認会計士

英 公一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成17年3月31日から平成17年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成17年10月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 1 財務諸表

## S G ロシア東欧株ファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 期 (平成17年10月20日現在)
		金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
金 銭 信 託		69,813,358
コ ー ル ・ ロ ー ン		1,344,073,116
投 資 証 券		6,239,471,822
派 生 商 品 評 価 勘 定		100,750
未 収 入 金		179,894,000
未 収 利 息		36
流 動 資 産 合 計		7,833,353,082
資 産 合 計		
		7,833,353,082
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 収 益 分 配 金		858,920,380
未 払 解 約 金		373,144,714
未 払 受 託 者 報 酬		147,428
未 払 委 託 者 報 酬		3,580,356
そ の 他 未 払 費 用		210,604
流 動 負 債 合 計		1,236,003,482
負 債 合 計		
		1,236,003,482
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本		5,726,135,871
剰 余 金		
期 末 剰 余 金		871,213,729
純 資 産 合 計		
		6,597,349,600
負 債 ・ 純 資 産 合 計		
		7,833,353,082

## (2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 1 期 ( 自 平成17年 3月31日 ) ( 至 平成17年10月20日 )
		金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息		861
有価証券売買等損益		396,394,942
為替差損益		97,069,456
営業収益合計		493,465,259
営業費用		
受託者報酬		502,324
委託者報酬		12,199,195
その他費用		792,601
営業費用合計		13,494,120
営業利益		479,971,139
経常利益		479,971,139
当期純利益		479,971,139
一部解約に伴う当期純利益分配額		88,006,084
期首剰余金		-
剰余金増加額		1,484,446,655
当期追加信託に伴う剰余金増加額		1,484,446,655
剰余金減少額		146,277,601
当期一部解約に伴う剰余金減少額		146,277,601
分 配 金		858,920,380
期 末 剰 余 金		871,213,729

重要な会計方針

項 目	期 別	第 1 期
		〔 自 平成 17 年 3 月 31 日 至 平成 17 年 10 月 20 日 〕
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		(1) 投資証券 基準価額で評価しております。
		(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他		当ファンドの計算期間は平成 17 年 3 月 31 日（設定日）から平成 17 年 10 月 20 日までとなっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第 1 期 （平成 17 年 10 月 20 日現在）	
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期 首 元 本 額：	_____ 円
期中追加設定元本額：	6,605,282,093円
期中一部解約元本額：	879,146,222円

（損益及び剰余金計算書関係）

第 1 期 〔 自 平成 17 年 3 月 31 日 至 平成 17 年 10 月 20 日 〕		
1. 受託会社との取引高 営業取引（受託者報酬）		502,324円
2. 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 1,730,134,109円（1万口当たり3,021円）のうち、858,920,380円（1万口当たり1,500円）を分配金額としております。		
項 目		
費用控除後の配当等収益額	A	817 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	391,964,238 円
収益調整金額	C	1,338,169,054 円
分配準備積立金額	D	- 円
当ファンドの分配対象収益額	E (A + B + C + D)	1,730,134,109 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,726,135,871 口
1 万口当たりの収益分配対象額	G (E / F × 10,000)	3,021 円
1 万口当たりの分配額	H	1,500 円
収益分配金金額	I (F × H / 10,000)	858,920,380 円

(有価証券関係)

第1期(自平成17年3月31日 至平成17年10月20日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	6,239,471,822	792,502,671
合計	6,239,471,822	792,502,671

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

第1期 (自平成17年3月31日 至平成17年10月20日)	
1. 取引の内容	当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約であります。
2. 取引に対する取り組み方針と利用目的	当ファンドは、外貨建て有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買のために、その受渡までが数日間の為替予約取引を利用してあります。当ファンドでは、投機を目的とする為替予約取引は行わない方針です。
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。
4. 取引に係るリスク管理体制	当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が投信計理責任者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査室がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。

2. 取引の時価等に関する事項

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	179,942,750	-	179,842,000	100,750
	ユーロ	179,942,750	-	179,842,000	100,750
合計		179,942,750	-	179,842,000	100,750

(注)時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によります。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

(1口当たり情報)

第1期 〔 自 平成17年 3月31日 至 平成17年 10月20日 〕	
1口当たり純資産額	1.1521円
(1万口当たり純資産額)	11,521円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄名	口数	評価単価	評価額	備考
投資証券	ユーロ	SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ	302,040,421	0.14	44,991,276.62	
		SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)	905,513	0.10	98,128.08	
	小計	銘柄数: 2			45,089,404.70	
		組入時価比率: 94.6%			(6,239,471,822)	
					100%	
	合計				6,239,471,822	
					(6,239,471,822)	

(注) 1. 通貨種類の小計欄の( )内は、邦貨換算であります。

2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

## 参考情報

当ファンドは、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネーマーケット(ユーロ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネーマーケット(ユーロ)」(以下「両サブ・ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人SGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。両サブ・ファンドの2005年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S à r.l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S à r.l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の状況

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ 純資産計算書

2005年5月31日現在

通貨(単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	58,603,099
<b>資産</b>	
有価証券(時価)	65,519,876
銀行預金	4,279,565
有価証券売却による未収入金	44,434
ファンド発行未収入金	6,960
未収利息	8,917
未収配当金(純額)	665,879
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	70,525,631
<b>負債</b>	
当座借越	3,683,458
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	1,878
未払運用報酬	93,831
その他未払費用	115,994
未払年次税	3,980
未払利息	5,134
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	3,904,275
<b>純資産</b>	66,621,356
<b>一単位当たり純資産</b>	111.7305
発行済投資証券口数	76,339

サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。



## 主要な会計方針

### 1. 有価証券の評価

公式な証券取引所に上場されている、あるいは他の公式の市場で取引されている有価証券やマネーマーケットの金融商品は、それらの証券の主要な取引市場である証券取引所あるいは他の市場における入手可能な終値によって評価されます。

入手可能な終値が適切な有価証券やマネーマーケットの金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場からその価格は合理的に予想可能な売却価格をもとに取締役会により決定されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていない有価証券やマネーマーケットの金融商品は、取締役会による予測売却価格が適切と考える評価基準に従って評価されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていないマネーマーケットの金融商品で、償還までの残存期間12ヶ月未満で90日以上のもは、未収利息を加算した取得原価で計上されます。90日未満の残存期間のマネーマーケットの金融商品は償却原価法により評価されております。

### 2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現利益あるいは損失は以下のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増減の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

### 3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

## 有価証券明細 (株)

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
239,032	LUKOIL HOLDING / ADR REPR. 1 SH	USD	5,221,463	6,677,835	10.03
213,996	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA /GDR REPR. SH -S- WHEN ISSUE	USD	3,641,548	4,657,495	6.99
74,737	POL MAGYAR OLYA-ES GAZIPARI RT SH -- APOLISH-	HUF	3,289,174	4,650,368	6.99
170,687	GAZPROM SP / ADR REPR. 10 SH -- SGEDEON-	USD	4,318,661	4,539,978	6.82
78,500	SURGUTNEFTEGAZ JSC / ADR REPR.100 SHS	USD	2,959,226	3,322,618	4.99
70,858	JSC MINING & METALLURGICAL CO NORILSK NOCKEL / ADR REPR. 1SH	USD	3,218,500	3,311,573	4.97
125,477	OTP BANK LTD	HUF	2,556,864	3,142,793	4.72
692,365	POLISH TELECOM / GDR REPR. 1 SH -- A-POLSKI	USD	2,858,748	3,124,787	4.69
90,956	VIMPEL COMMUNICATIONS / ADR REPR. 1/4 SH	USD	2,052,941	2,619,054	3.93
720,989	MAGYAR TELEKOM (EX: MATAV)	HUF	2,528,145	2,271,502	3.41
93,392	UNIFIED ENERGY SYSTEM RUSSIA / GDR REPR. 100 SHS	USD	2,170,198	2,159,894	3.24
159,087	AFK SISTEMA / GDR REPR. SH -SAK	USD	2,108,361	2,014,970	3.02
3,551	AK SBREGATELNY BANK SBERBANK	USD	1,262,537	1,803,326	2.71
65,100	SURGUTNEFTEGAZ JSC / ADR REPR. 50 SHS	USD	1,712,013	1,800,433	2.70
62,000	MOBILE TELESYSTEMS / ADR REPR. 5 SH	USD	1,578,167	1,678,913	2.52
223,939	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	PLN	1,431,359	1,433,327	2.15
13,376	GEDEON RICHTER / GDR SH -- SING-	USD	1,191,426	1,393,948	2.09
93,300	VOSTOK NAFTA INVESTMENT LTD	SEK	1,243,333	1,342,063	2.01
107,500	SIBIRSKAYA NEFT / ADR REPR. 5 SH	USD	1,312,431	1,299,531	1.95
95,360	CESKE ENERGETICKE ZAVODY A.S.	CZK	1,011,812	1,272,405	1.91
3,772,448	CENTRAL TELECOMMUNICATIONS COMPANY	USD	1,141,087	1,100,782	1.65
178,754	AMREST HOLDINGS NV	PLN	1,028,824	1,075,040	1.61
31,033	BANK POLSKA KASA OPIEKI GRUPA	PLN	922,732	1,019,371	1.53
17,290,388	SIBIRTELECOM JSC	USD	797,465	741,541	1.11
361,868	EXPOMEDIA GROUP PLC	GBP	662,586	727,456	1.09
1,232	PHILIP MORRIS CR AS	CZK	639,315	695,838	1.04
21,200	LEBEDYANSKY EXPERIMENTAL CANNERY OJSC	USD	600,224	657,694	0.99

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
4,239	POSLOVNI SISTEM MERCATOR D.D	SIT	697,560	646,066	0.97
23,956	KETY GRUPA SA	PLN	690,512	639,361	0.96
649,213	NETIA SA	PLN	647,681	605,263	0.91
4,518	ING BANK SLASKI SA	PLN	493,254	453,951	0.68
40,650	SEVENTH CONTINENT JSC	USD	367,256	412,219	0.62
5,595,092	SOUTHERN TELECOM (EX: KUBANELECTROSVYAZ)	USD	366,312	408,155	0.61
34,497	PROKOM SFTWARE SA / GDR REPR. 1/2 SH -SSEVENTH	USD	597,423	403,749	0.61
143,500	VALKYRIES PETROLEUM CORP	CAD	250,945	371,020	0.56
129,375	VOLGATELECOM JSC	USD	362,823	364,028	0.55
3,552	KOMERCNI BANKA AS	CZK	316,168	348,526	0.52
13,257	COMPUTERLAND POLAND SA	PLN	354,025	333,003	0.50
Total investments			58,603,099	65,519,876	98.35

「SGAM Fund マネーマーケット(ユーロ)」の状況  
SGAM Fund マネーマーケット(ユーロ)純資産計算書

2005年5月31日現在

通貨(単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	865,889,141
<b>資産</b>	
有価証券(時価)	865,889,141
銀行預金	94,175,720
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	-
未収利息	2,318,414
未収配当金(純額)	-
その他資産	7,882
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	962,391,157
<b>負債</b>	
当座借越	4,659
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
未払運用報酬	235,868
その他未払費用	188,407
未払年次税	19,596
未払利息	19
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	448,549
<b>純資産</b>	961,942,608
<b>一単位当たり純資産</b>	107.5998
発行済投資証券口数	11,540

サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。

## 主要な会計方針

### 1. 有価証券の評価

公式な証券取引所に上場されている、あるいは他の公式の市場で取引されている有価証券やマネーマーケットの金融商品は、それらの証券の主要な取引市場である証券取引所あるいは他の市場における入手可能な終値によって評価されます。

入手可能な終値が適切な有価証券やマネーマーケットの金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場からその価格は合理的に予想可能な売却価格をもとに取締役会により決定されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていない有価証券やマネーマーケットの金融商品は、取締役会による予測売却価格が適切と考える評価基準に従って評価されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていないマネーマーケットの金融商品で、償還までの残存期間12ヶ月未満で90日以上のもは、未収利息を加算した取得原価で計上されます。90日未満の残存期間のマネーマーケットの金融商品は償却原価法により評価されております。

### 2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現利益あるいは損失は以下のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増減の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されま

す。

### 3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

## 有価証券明細（株式以外）

### 短期社債

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
24,000,000	HEXAGON FINANCE 0% 20.05.05/22.08.05	EUR	23,868,497	23,868,497	2.49
15,000,000	AUCHAN 0% 10.05.05/04.08.05	EUR	14,924,948	14,924,948	1.55
15,000,000	LMA SA 0% 24.03.05/16.06.05	EUR	14,926,165	14,926,165	1.55
14,000,000	ALTITUDE FUNDING 0% 20.04.05/20.07.05	EUR	13,925,551	13,925,551	1.46
12,500,000	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP 0% 16.03.05/16.06.05	EUR	12,433,275	12,433,275	1.29
12,000,000	CARREFOUR 0% 06.05.05/29.07.05	EUR	11,941,348	11,941,348	1.24
12,000,000	LMA SA 22.04.05/25.07.05	EUR	11,933,939	11,933,939	1.24
12,000,000	MORGAN STANLEY GROUP DEAN WITTER 0% 15.04.05/15.07.05	EUR	11,936,186	11,936,186	1.24
12,000,000	SIRP 0% 11.05.05/10.08.05	EUR	11,936,486	11,936,486	1.24
12,000,000	SNECMA 0% 10.05.05/04.08.05	EUR	11,939,817	11,939,817	1.24
12,000,000	VIVENDI ENVIRONNEMENT 07.04.05/29.06.05	EUR	11,941,084	11,941,084	1.24
10,000,000	COGEVOLT FUNDING 0% 06.04.05/06.07.05	EUR	9,946,197	9,946,197	1.03
10,000,000	S A GESTION STOCK 0% 27.04.05/20.07.05	EUR	9,951,123	9,951,123	1.03
7,000,000	CARREFOUR 0% 12.04.05/11.07.05	EUR	6,963,269	6,963,269	0.72
4,500,000	VEOLIA 0% 04.05.05/29.07.05	EUR	4,477,325	4,477,325	0.47
Total treasury bills			183,045,210	183,045,210	19.03

譲渡可能定期預金証書

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
29,000,000	SPINTAB 0% 01.04.05/01.07.05	EUR	28,848,852	28,848,852	3.00
28,500,000	UNICREDITO ITALIANO 0% 23.03.05/23.06.05	EUR	28,347,506	28,347,506	2.95
27,000,000	RABOBANK NEDERLAND NV 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	26,857,163	26,857,163	2.79
24,000,000	BARCLAYS BANK PLC 0% 09.05.05/09.08.05	EUR	23,871,887	23,871,887	2.48
20,000,000	CITIBANK NA 2.10% 03.05.05/03.08.05	EUR	20,000,000	20,000,000	2.09
16,500,000	NORDEA BANK FINLAND 0% 28.04.05/28.07.05	EUR	16,412,359	16,412,359	1.71
15,500,000	CFCM MAIN 0% 22.03.05/22.06.05	EUR	15,416,869	15,416,869	1.60
15,000,000	CFCM 0% 30.03.05/29.06.05	EUR	14,919,858	14,919,858	1.55
15,000,000	RABOBANK NEDERLAND 0% 14.03.05/14.06.05	EUR	14,919,835	14,919,835	1.55
15,000,000	CNCEP 0% 23.03.05/23.06.05	EUR	14,919,778	14,919,778	1.55
15,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0% 14.04.05/15.07.05	EUR	14,919,550	14,919,550	1.55
15,000,000	CNCEP 0% 24.03.05/24.06.05	EUR	14,919,513	14,919,513	1.55
15,000,000	CNCA 0% 30.03.05/30.06.05	EUR	14,919,171	14,919,171	1.55
14,000,000	CFCM LOIRE 2.11% 21.03.05/21.06.05	EUR	14,000,000	14,000,000	1.46
14,000,000	NATEXIS BANQUE POPULAIRE 2.11% 25.04.05/01.08.05	EUR	14,000,000	14,000,000	1.46
13,000,000	BANQUE PSA FINANCE 0% 21.04.05/21.07.05	EUR	12,930,218	12,930,218	1.34
13,000,000	COFIDIS 0% 30.03.05/30.06.05	EUR	12,929,127	12,929,127	1.34
12,000,000	NORTHERN ROCK PLC 2.10% 12.05.05/12.08.05	EUR	12,000,000	12,000,000	1.25
12,000,000	HALIFAX BANK OF SCOTLAND 0% 19.04.05/18.07.05	EUR	11,937,032	11,937,032	1.24
12,000,000	OKB 0% 19.05.05/18.08.05	EUR	11,936,636	11,936,636	1.24
12,000,000	HBOD TREASURY SERVICES PLC 0% 18.04.05/18.07.05	EUR	11,936,336	11,936,336	1.24
12,000,000	SPINTAB AB 0% 19.04.05/19.07.05	EUR	11,936,336	11,936,336	1.24
12,000,000	ABN BOUWFOUND 0% 31.05.05/31.08.05	EUR	11,935,944	11,935,944	1.24
12,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0% 16.03.05/16.06.05	EUR	11,935,868	11,935,868	1.24
12,000,000	ABN BOUWFOUND 0% 10.03.05/10.06.05	EUR	11,935,792	11,935,792	1.24
12,000,000	AGF BANQUE 23.03.05/23.08.05	EUR	11,935,792	11,935,792	1.24
12,000,000	CA ATLANTIQUE 0% 11.03.05/13.06.05	EUR	11,934,404	11,934,404	1.24
12,000,000	NATEXIS BANQUE POPULAIRE 0% 26.04.05/01.08.05	EUR	11,932,162	11,932,162	1.24
10,660,000	CRCAM NORD EST 0% 30.05.05/01.09.05	EUR	10,601,591	10,601,591	1.10
10,500,000	NATEXIS 0% 04.05.05/04.08.05	EUR	10,443,951	10,443,951	1.09
10,000,000	CFCM DAUPHINE 2.11% 22.03.05/22.06.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	CRAMIF 2.105% 10.05.05/10.08.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	LAZARD FRERES BANQUE 2.14% 25.04.05/25.07.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	NORDEA BANK FINLAND PLC 2.105% 27.04.05/27.07.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	BRITANIA BUILDING 0% 20.04.05/18.07.05	EUR	9,948,107	9,948,107	1.03
10,000,000	BFCM 0% 19.05.05/19.08.05	EUR	9,946,620	9,946,620	1.03
10,000,000	CCCIF 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	9,946,620	9,946,620	1.03
9,600,000	CMB 0% 18.03.05/20.06.05	EUR	9,547,399	9,547,399	0.99
8,200,000	BARCLAYS BANK 0% 14.04.05/13.07.05	EUR	8,156,871	8,156,871	0.85
8,000,000	DIAC 0% 12.04.05/12.07.05	EUR	7,956,557	7,956,557	0.83
8,000,000	RCI 0% 04.04.05/04.07.05	EUR	7,956,557	7,956,557	0.83
7,500,000	CRCAM 0% 13.05.05/12.08.05	EUR	7,460,398	7,460,398	0.78
7,000,000	RCI 0% 11.04.05/11.07.05	EUR	6,961,988	6,961,988	0.72
6,000,000	CFCM NORD 0% 17.05.05/16.08.05	EUR	5,968,168	5,968,168	0.62
5,500,000	LAZARD FRERES BANQUE 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	5,470,085	5,470,085	0.57
5,000,000	RABOBANK NEDERLAND NV 0% 13.05.05/03.08.05	EUR	4,976,254	4,976,254	0.52
5,000,000	SNS BANK NEDERLAND 0% 22.03.05/15.06.05	EUR	4,975,272	4,975,272	0.52
3,500,000	CA ATLANTIQUE 0% 28.04.05/28.07.05	EUR	3,481,388	3,481,388	0.36
3,000,000	COFIDIS 0% 23.05.05/23.08.05	EUR	2,983,758	2,983,758	0.31
Total certificates of deposit			601,269,572	601,269,572	62.51

CP・ユーロ建CP

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
15,000,000	MANE 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	14,919,171	14,919,171	1.55
12,700,000	CAIXA GNL DE DEPOSITO 0% 13.04.05/13.07.05	EUR	12,632,623	12,632,623	1.31
12,000,000	ARBELLA FUNDING 0% 14.03.05/14.06.05	EUR	11,935,034	11,935,034	1.24
12,000,000	RHEIN MAIN SECURITISATION 0% 09.03.05/15.06.05	EUR	11,930,983	11,930,983	1.24
10,000,000	LEXINGTON PARKER 0% 04.04.05/24.06.05	EUR	9,952,192	9,952,192	1.03
9,311,000	RHEIN MAIN SECURITISATION 0% 15.03.05/10.06.05	EUR	9,263,540	9,263,540	0.96
8,000,000	MANE 0% 11.04.05/11.07.05	EUR	7,956,957	7,956,957	0.83
3,000,000	SUNCORP METWAY 0% 07.04.05/07.07.05	EUR	2,983,859	2,983,859	0.31
Total euro commercial papers			81,574,359	81,574,359	8.47
Total investments			865,889,141	865,889,141	90.01

2 ファンドの現況

SG ロシア東欧株ファンド 現況 (平成17年11月末日)

純資産額計算書

	円
資産総額	9,429,149,901
負債総額	314,524,800
純資産総額 ( - )	9,114,625,101
発行済数量 (口)	7,256,419,458
1口当たり純資産額 ( / )	1.2561
(1万口当たりの純資産額)	(12,561)

参考

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの現況 (平成17年11月末日)

純資産額計算書

	ユーロ
資産総額	138,666,311
負債総額	373,898
純資産総額 ( - )	138,292,413
発行済数量 (口)	406,417
1口当たり純資産額	160.4300

サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) の現況 (平成17年11月末日)

純資産額計算書

	ユーロ
資産総額	663,653,722
負債総額	381,926
純資産総額 ( - )	663,271,797
発行済数量 (口)	11,241
1口当たり純資産額	108.5968

サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (平成17年3月31日 ~ 平成17年10月20日)	6,605,282,093	879,146,222

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。

## SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（目論見書）（訂正事項分）

2006.07

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月6日、平成18年3月31日および平成18年7月20日に関東財務局長に提出しております。
2. 「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

**ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント**

## SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（交付目論見書）（訂正事項分）  
2006.07

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月6日、平成18年3月31日および平成18年7月20日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

**ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント**

## 投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

### ◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

### ◆振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

ファンドは、平成19年1月4日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」\*の規定の適用を受けることとします。

※政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

### ◆振替受益権について

平成19年1月4日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関（以下、「振替機関等」という場合があります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

ファンドの受益権は、本交付目論見書（訂正事項分を含みます。）の「第一部 証券情報」中の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

### ◆既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書（訂正事項分を含みます。）の「第二部 ファンド情報」中の「7 管理及び運営の概要」の「信託約款の変更」に記載の手続きにより、信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権\*を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。

※受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは本交付目論見書（訂正事項分）巻末の「信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について」をご覧ください。



I. 投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成18年7月20日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「SG ロシア東欧株ファンド 投資信託説明書（交付目論見書） 2006.02」（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

II. 訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。なお、下線部      は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

＜訂正前＞（原交付目論見書1～3ページ）

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

（中略）

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

（中略）

(4) 発行価格

（中略）

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関および証券会社（以下、「販売会社」といいます。）、もしくは委託会社（「(12) その他 ④ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

（以下略）

(5) 申込手数料

（中略）

詳しくは販売会社（「(12) その他 ④ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

（中略）

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ④ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

（中略）

(8) 申込取扱場所

ファンドのお申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（「(12) その他 ④ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

（中略）

(9) 払込期日

（中略）

各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

（中略）

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(12) その他

① 取得申込みの方法

（中略）

なお、保護預りに関する契約を締結し、受益証券を保護預りとすることができます。ただし、「分配金再投資コース」を選択する場合は、全て保護預りとなります。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。

また、販売会社により「定時定額購入」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「定時定額購入」に関する取り決めを行う必要があります。

(中略)

④ その他

(以下略)

<訂 正 後>

(2) 国内投資信託受益証券の形態等

(中略)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券（以下、「受益証券」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(中略)

(4) 発行価格

(中略)

② 基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関および証券会社（以下、「販売会社」といいます。）、もしくは委託会社（「(12) その他 ⑥ その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

(以下略)

(5) 申込手数料

(中略)

詳しくは販売会社（「(12) その他 ⑥ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

(中略)

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 ⑥ その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(中略)

(8) 申込取扱場所

ファンドのお申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（「(12) その他 ⑥ その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(中略)

(9) 払込期日

(中略)

各取得申込日の継続募集にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社より委託会社を経由して受託会社のファンド口座に振り込まれます。

なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行する予定であり、振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料、申込手数料にかかる消費税および地方税に相当する金額（以下、「消費税等相当額」といいます。）を加えた金額をいいます。

(中略)

(11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

① 取得申込みの方法

(中略)

なお、保護預りに関する契約を締結し、受益証券を保護預りとすることができます。ただし、「分配金再投資コース」を選択する場合は、全て保護預りとなります。なお、コースおよび契約の名称は、販売会社により異なる場合があります。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

また、販売会社により「定時定額購入」を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社と「定時定額購入」に関する取り決めを行う必要があります。

(中略)

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆ 投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

◆ 振替制度に移行すると

・原則として受益証券を保有することはできなくなります。

・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

⑤ 既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 信託約款の変更」(f)の手続きにより信託約款の変更を行う予定であり、この信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行うものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

⑥ その他

(以下略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 2 投資方針

##### (4) 分配方針（原交付目論見書12ページ）

「③ 収益分配金の交付」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込の代金の支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### 5 運用状況（原交付目論見書20～23ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

###### (1) 投資状況

(平成18年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ルクセンブルグ	10,052,117,676	94.60
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		573,372,945	5.40
合計（純資産総額）		10,625,490,621	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

《参考》

###### SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資状況

(平成18年5月末日現在)

資産の種類	国名	時価評価額 (ユーロ)	投資比率 (%)
株式	ロシア	77,958,085	52.73
	ポーランド	26,535,458	17.95
	ハンガリー	21,105,905	14.27
	チェコ	9,572,457	6.49
	イギリス	3,962,699	2.68
	オランダ	4,163,059	2.81
	トルコ	1,515,283	1.02
	オーストリア	912,500	0.62
	小計		145,725,445
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,111,702	1.43
合計（純資産総額）		147,837,147	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) の投資状況

(平成18年5月末日現在)

資産の種類	時価評価額 (ユーロ)	投資比率 (%)
譲渡可能定期預金証書	926,688,805	93.43
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	65,193,337	6.57
合計(純資産総額)	991,882,142	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成18年5月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価(円)		評価額(円)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ	412,151,042	20.19	8,325,121,327	24.35	10,037,771,232	94.47
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund マネー マーケッ ト(ユーロ)	905,513	15.63	14,157,919	15.84	14,346,444	0.14

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率をいいます。

(注2) 単価は1口当たりを表示しています。

種類別投資比率

(平成18年5月末日現在)

種類	国/地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	94.60
合計		94.60

(注) 比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考》

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成18年5月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	通貨	数量	業種	帳簿価額 (ユーロ)	時価評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	GAZPROM / ADR	USD	416,911	エネルギー	8,981,617.48	14,217,889.15	9.62
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ / ADR	USD	142,800	エネルギー	7,788,344.78	12,594,567.05	8.52
ロシア	株式	LUKOIL HLDG / ADR	USD	191,732	エネルギー	6,783,267.07	12,551,152.05	8.49
ロシア	株式	MOBILE TELE / ADR	USD	443,800	通信サービス	13,327,839.33	10,646,607.35	7.20
ハンガリー	株式	OTP BK LTD	HUF	321,536	金融	9,366,341.08	9,092,750.20	6.15
ハンガリー	株式	MOL MAGYAR OLAY -A-	HUF	84,624	エネルギー	6,045,569.72	7,265,203.64	4.91
ポーランド	株式	PKN ORLEN -S- / GDR	USD	224,782	エネルギー	5,927,440.01	6,079,713.85	4.11
チェコ	株式	CESKE ENERG ZAVODY	CZK	228,536	公益事業	4,811,528.33	5,848,295.29	3.96
ポーランド	株式	BANK BPH SA	PLN	29,070	金融	5,205,406.07	5,038,630.19	3.41
ポーランド	株式	POLISH TFCOM -A- GDR	USD	992,543	通信サービス	5,661,856.52	4,863,308.97	3.29
ロシア	株式	AFK SISTEMA / GDR	USD	206,014	通信サービス	3,424,108.59	3,593,596.10	2.43
ロシア	株式	MAGNIT-CLS	USD	167,673	生活必需品	3,670,267.24	3,246,852.81	2.20
ロシア	株式	MECHEL OAO / ADR	USD	173,900	素材	4,045,617.68	3,224,283.64	2.18
オランダ	株式	PYATEROCHKA / GDR	USD	245,116	生活必需品	3,351,105.52	3,138,053.61	2.12
ロシア	株式	VIMPEL COM / ADR	USD	92,556	通信サービス	2,852,186.46	3,102,735.73	2.10
ロシア	株式	COMSTAR SPGDR-S-	USD	603,810	通信サービス	3,677,220.79	2,840,233.62	1.92
ロシア	株式	UES / GDR	USD	54,811	公益事業	1,704,257.62	2,715,734.55	1.84
ハンガリー	株式	EGIS RT	HUF	22,959	ヘルスケア	2,555,159.35	2,591,761.32	1.75
イギリス	株式	RAVEN RUSSIA LTD	GBP	1,570,000	金融	2,634,555.83	2,448,040.55	1.66
ポーランド	株式	AMREST HLDGS NV	PLN	204,571	一般消費財	1,277,105.71	2,294,326.84	1.55
ロシア	株式	SEVENTH CONTINENT	USD	136,254	生活必需品	2,679,192.48	2,296,625.77	1.55
ロシア	株式	CENTRAL TFCOM CO	USD	6,178,157	通信サービス	2,009,525.42	2,276,456.27	1.54
ハンガリー	株式	GEDEON RICHTER / GDR	USD	13,482	ヘルスケア	1,648,891.96	2,156,189.88	1.46
ポーランド	株式	GRPA BK PEKAO	PLN	47,066	金融	1,794,322.74	2,159,426.05	1.46
ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI	PLN	238,739	金融	1,999,210.45	2,099,428.10	1.42
ポーランド	株式	SIBIRTLCOM JSC	USD	36,127,474	通信サービス	1,915,330.51	2,095,906.14	1.42
チェコ	株式	CESKY TFCOM AS	CZK	123,222	通信サービス	2,132,248.36	2,077,724.17	1.41
ポーランド	株式	BUDIMEX SA	PLN	154,219	資本財サービス	1,662,385.47	2,063,743.54	1.40
イギリス	株式	TRADER MEDIA EAST	USD	257,603	一般消費財	2,034,098.27	1,514,658.38	1.02
トルコ	株式	TURQUIE GART BK (NOM)	TRY	620,079	金融	2,290,040.03	1,515,282.66	1.02

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) の投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成18年5月末日現在)

種類	銘柄名	通貨	数量	帳簿価額 (ユーロ)	時価評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
譲渡可能定期預金証書	CFDCM 2.75% 210706	ユーロ	31,000,000.00	31,000,000.00	31,000,000.00	3.13
譲渡可能定期預金証書	HBOS 0% 140606	ユーロ	30,000,000.00	29,864,217.36	29,864,217.36	3.01
譲渡可能定期預金証書	BKIR 0% 060706	ユーロ	30,000,000.00	29,835,440.97	29,835,440.97	3.01
譲渡可能定期預金証書	SNSBNK 0% 160806	ユーロ	30,000,000.00	29,780,357.46	29,780,357.46	3.00
譲渡可能定期預金証書	NATEXIS 0% 140806	ユーロ	22,000,000.00	21,836,926.69	21,836,926.69	2.20
譲渡可能定期預金証書	MONTE 2.67% 160606	ユーロ	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	2.02
譲渡可能定期預金証書	CRCAM 2.7375% 170706	ユーロ	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	2.02
譲渡可能定期預金証書	DEXGROUP 2.73% 0706	ユーロ	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	2.02
譲渡可能定期預金証書	CBKNA 2.76% 250706	ユーロ	20,000,000.00	20,000,000.00	20,000,000.00	2.02
譲渡可能定期預金証書	SAN PAOLO 0% 220606	ユーロ	20,000,000.00	19,862,441.56	19,862,441.56	2.00
譲渡可能定期預金証書	INT NED 0% 230609	ユーロ	20,000,000.00	19,862,693.61	19,862,693.61	2.00
譲渡可能定期預金証書	ANTALIS 0% 200706	ユーロ	20,000,000.00	19,863,192.26	19,863,192.26	2.00
譲渡可能定期預金証書	OKB 0% 280706	ユーロ	20,000,000.00	19,866,053.14	19,866,053.14	2.00
譲渡可能定期預金証書	SPINTAB 0% 240706	ユーロ	20,000,000.00	19,873,477.71	19,873,477.71	2.00
譲渡可能定期預金証書	SPINTAB 0% 0308006	ユーロ	20,000,000.00	19,857,943.99	19,857,943.99	2.00
譲渡可能定期預金証書	CCF 0% 110806	ユーロ	20,000,000.00	19,856,394.14	19,856,394.14	2.00
譲渡可能定期預金証書	SOFINCO 0% 160806	ユーロ	20,000,000.00	19,858,508.13	19,858,508.13	2.00
譲渡可能定期預金証書	HEXAGON 0% 210806	ユーロ	20,000,000.00	19,855,452.31	19,855,452.31	2.00
譲渡可能定期預金証書	OKB 0% 220806	ユーロ	20,000,000.00	19,856,698.07	19,856,698.07	2.00
譲渡可能定期預金証書	MANE 0% 240806	ユーロ	20,000,000.00	19,852,616.38	19,852,616.38	2.00
譲渡可能定期預金証書	CRDIT BK 0% 250806	ユーロ	20,000,000.00	19,855,452.31	19,855,452.31	2.00
譲渡可能定期預金証書	CFCM 0% 210806	ユーロ	20,000,000.00	19,868,303.50	19,868,303.50	2.00
譲渡可能定期預金証書	CRDIT 0% 140806	ユーロ	19,000,000.00	18,870,485.57	18,870,485.57	1.90
譲渡可能定期預金証書	SOFIRA 0% 240806	ユーロ	17,000,000.00	16,878,056.05	16,878,056.05	1.70
譲渡可能定期預金証書	PAIEPASS 2.74% 2906	ユーロ	16,000,000.00	16,000,000.00	16,000,000.00	1.61
譲渡可能定期預金証書	SIRP 0% 130706	ユーロ	16,000,000.00	15,890,542.85	15,890,542.85	1.60
譲渡可能定期預金証書	DNBNOR 0% 270706	ユーロ	16,000,000.00	15,889,545.59	15,889,545.59	1.60
譲渡可能定期預金証書	SAN PAOLO 0% 150606	ユーロ	15,000,000.00	14,898,343.64	14,898,343.64	1.50
譲渡可能定期預金証書	ULSTER 0% 150606	ユーロ	15,000,000.00	14,898,343.64	14,898,343.64	1.50
譲渡可能定期預金証書	SFR 0% 210606	ユーロ	15,000,000.00	14,897,209.26	14,897,209.26	1.50

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1 万口当たり基準価額 (円)
第 1 期計算期間末 (平成 1 7 年 1 0 月 2 0 日)	6, 597 (7, 456)	11, 521 (13, 021)
第 2 期中間計算期間末 (平成 1 8 年 4 月 2 0 日)	11, 870 (11, 870)	15, 132 (15, 132)
平成 1 7 年 5 月末	898	9, 663
6 月末	1, 013	10, 367
7 月末	1, 756	11, 394
8 月末	3, 814	12, 163
9 月末	6, 371	14, 038
1 0 月末	7, 149	11, 180
1 1 月末	9, 114	12, 561
1 2 月末	9, 644	12, 694
平成 1 8 年 1 月末	11, 039	14, 419
2 月末	11, 183	14, 594
3 月末	10, 605	14, 133
4 月末	12, 342	15, 287
5 月末	10, 625	13, 420

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

#### ② 分配の推移

計算期間	1万口当たり分配金 (税込み) (円)
第 1 期計算期間 (平成17年3月31日～平成17年10月20日)	1, 500
第 2 期中間計算期間 (平成17年10月21日～平成18年 4月20日)	0

#### ③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 1 期計算期間 (平成17年3月31日～平成17年10月20日)	30. 21
第 2 期中間計算期間 (平成17年10月21日～平成18年 4月20日)	31. 34

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額 (分配付の額) から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額 (分配落の額。第 1 期の場合は当該計算期間の期初の基準価額 (当初 1 万口当たり 10, 000 円)。以下「前期末基準価額」といいます。) を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数をいいます。



## 6 手続等の概要

### (1) 申込（販売）手続等（原交付目論見書 24 ページ）

「(1) 申込（販売）手続等」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

### (2) 換金（解約）手続等

#### <訂 正 前>（原交付目論見書 24～25 ページ）

① 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。  
(中略)

④ (略)

(以下略)

#### <訂 正 後>

① 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。

(中略)

④ (略)

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、  
平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

(以下略)

## 7 管理及び運営の概要（原交付目論見書 27 ページ）

### 信託約款の変更

「信託約款の変更」に、以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (f) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(b)から(d)の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記(b)の書面の交付を原則として行いません。

## 第2 財務ハイライト情報（原交付目論見書 29～32 ページ）

原交付目論見書の「第2 財務ハイライト情報」の後に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する中間財務諸表（「中間貸借対照表」および「中間損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成17年10月21日から平成18年4月20日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

SG ロシア東欧株ファンド

1 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第2期中間計算期間末 (平成18年4月20日現在)
		金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
金 銭 信 託		97,993,904
コ ー ル ・ ロ ー ン		957,068,606
投 資 証 券		11,447,770,348
派 生 商 品 評 価 勘 定		2,686,000
未 収 利 息		26
流 動 資 産 合 計		12,505,518,884
資 産 合 計		12,505,518,884
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 金		493,884,000
未 払 解 約 金		92,339,149
未 払 受 託 者 報 酬		1,816,109
未 払 委 託 者 報 酬		44,105,382
そ の 他 未 払 費 用		2,594,375
流 動 負 債 合 計		634,739,015
負 債 合 計		634,739,015
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本		7,844,560,862
剰 余 金		
中 間 剰 余 金		4,026,219,007
純 資 産 合 計		11,870,779,869
負 債 ・ 純 資 産 合 計		12,505,518,884

## 2 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 至 平成 1 8 年 4 月 2 0 日 〕
		金 額
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息		1,871
有価証券売買等損益		2,346,315,170
為替差損益		394,477,736
営業収益合計		2,740,794,777
営業費用		
受託者報酬		1,816,109
委託者報酬		44,105,382
その他費用		2,687,482
営業費用合計		48,608,973
営業利益		2,692,185,804
経常利益		2,692,185,804
中間純利益		2,692,185,804
一部解約に伴う中間純利益分配額		495,314,357
期首剰余金		871,213,729
剰余金増加額		1,489,781,397
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		1,489,781,397
剰余金減少額		531,647,566
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		531,647,566
分 配 金		—
中 間 剰 余 金		4,026,219,007

### 重要な会計方針

項 目	期 別	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 至 平成 1 8 年 4 月 2 0 日 〕
	1. 運用資産の評価基準及び評価方法	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他		当ファンドの計算期間は平成17年10月21日から平成18年10月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成17年10月21日から平成18年4月20日までとなっております。

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要（原交付目論見書33ページ）

「第3 内国投資信託受益証券事務の概要」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

（注）

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### ○ 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### ○ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ○ 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ○ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

#### ○ 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

原交付目録見書巻末に添付しております約款は下記の通り変更されます。以下は新旧対照表のみを記載しております。

SG ロシア東欧株ファンド 約款

新	旧
<p><b>【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】</b>            第47条 委託者は、<u>事業の全部又は一部を譲渡</u>することがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>事業を譲渡</u>することがあります。</p> <p>② 委託者は、分割により<u>事業の全部又は一部を承継</u>させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>事業を承継</u>させることがあります。</p>	<p><b>【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】</b>            第47条 委託者は、<u>営業の全部又は一部を譲渡</u>することがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>営業を譲渡</u>することがあります。</p> <p>② 委託者は、分割により<u>営業の全部又は一部を承継</u>させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する<u>営業を承継</u>させることがあります。</p>
<p><b>【付則】</b>  <b>第1条</b> この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p> <p>③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>(新設)</p>

- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがい、ます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含む S G ロシア東欧株ファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託会社は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行う予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。また、下記の約款変更の内容については、適用開始日前に有効となる他の約款変更の関係等で、今後変更される場合があります。

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

(重大な約款変更後の約款の内容)	(平成18年7月20日現在の約款の内容)
<p><b>【受益権の取得申込みの勧誘の種類】</b> 第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公衆により行われます。</p>	<p><b>【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】</b> 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公衆により行われます。</p>
<p><b>【受益権の分割および再分割】</b> 第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については672,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。  ② 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u></p>	<p><b>【受益権の分割および再分割】</b> 第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については672,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。  ② 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u></p>
<p><b>【当初の受益者】</b> 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>	<p><b>【当初の受益者】</b> 第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><b>【受益権の帰属と受益証券の不発行】</b> 第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定めます（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。  ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。</p>	<p><b>【受益証券の発行および種類】</b> 第10条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。  ② 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。</p>



<p>③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。</p> <p>④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。</p>	<p>③ 保護預り契約および自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）が保管する受益証券の種類は、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
<p><b>【受益権の設定に係る受託者の通知】</b> 第11条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p><b>【受益証券の発行についての受託者の認証】</b> 第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。</p> <p>② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。</p>
<p><b>【受益権の申込単位、価額および手数料】</b> 第12条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定めることができるものとします。</p> <p>② ただし、前項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。</p>	<p><b>【受益証券の申込単位、価額および手数料】</b> 第12条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第10条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応ずることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定めることができるものとします。</p> <p>② ただし、前項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行いません。</p>

<p>③ 前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p> <p>④ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>⑤ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの）とします。この場合「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益者が第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑦ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合等で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p>③ 第1項の場合の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益証券の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。</p> <p>④ 前項の場合の手数料の額は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合等で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。</p>
<p><b>【受益権の譲渡に係る記載または記録】</b></p> <p>第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。</p> <p>② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。</p> <p>③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。</p>	<p><b>【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】</b></p> <p>第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。</p> <p>② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。</p> <p>③ 前項の規定による名義書換の手続きは、第33条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。</p>

<p><b>【受益権の譲渡の対抗要件】</b>  <b>第14条</b> 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>	<p><b>【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】</b>  <b>第14条</b> 記名式受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p>	<p><b>【受益証券の再交付】</b>  <b>第15条</b> 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え、再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。  ② 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><b>【受益証券を毀損した場合等の再交付】</b>  <b>第16条</b> 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。</p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><b>【受益証券の再交付の費用】</b>  <b>第17条</b> 受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。</p>
<p><b>【投資の対象とする資産の種類】</b>  <b>第15条</b> &lt;略&gt;  &lt;以下現行約款第19条から第37条まで各条を3条繰上げ&gt;</p>	<p><b>【投資の対象とする資産の種類】</b>  <b>第18条</b> &lt;同左&gt;</p>
<p><b>【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】</b>  <b>第35条</b> 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。  ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>	<p><b>【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】</b>  <b>第38条</b> 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第39条第4項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第39条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。  ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</p>
<p><b>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】</b>  <b>第36条</b> 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。  ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付され</p>	<p><b>【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】</b>  <b>第39条</b> 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。  ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登</p>

ます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。ただし、第38条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ <略>
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

<削除>

録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付を行います。なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。ただし、第42条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ③ 前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ <同左>
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑨ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印章の印影を届出印として届出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押印するものとします。

<p>&lt;削除&gt;</p>	<p>⑩ 委託者は、前項の規定により押印された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、<u>印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。</u></p>
<p>&lt;削除&gt;</p>	<p><b>【受益証券の保護預り等】</b>  <b>第40条</b> 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、<u>原則として、第10条の規定により発行される受益証券を別に定める契約により混蔵保管するものとします。</u></p>
<p><b>【収益分配金および償還金の時効】</b>  <b>第37条</b> 受益者が、収益分配金について第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については<b>第36条第4項</b>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</p>	<p><b>【収益分配金および償還金の時効】</b>  <b>第41条</b> 受益者が、収益分配金について<b>第39条第1項</b>に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については<b>第39条第4項</b>に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、<u>委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u></p>
<p><b>【信託契約の一部解除】</b>  <b>第38条</b> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する<b>受益権</b>につき、委託者に委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② &lt;略&gt;</p> <p>③ <u>平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることと確実な受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるとこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、<u>社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u></p> <p>⑤ &lt;略&gt;</p> <p>⑥ &lt;略&gt;</p> <p>⑦ &lt;略&gt;</p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、<u>当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。</u></p>	<p><b>【信託契約の一部解除】</b>  <b>第42条</b> 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己の<b>有する受益証券</b>につき、委託者に委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② &lt;同左&gt;</p> <p>③ <u>受益者が、第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し受益証券をもって行うものとします。</u></p> <p>④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。</p> <p>⑤ &lt;同左&gt;</p> <p>⑥ &lt;同左&gt;</p> <p>⑦ &lt;同左&gt;</p> <p>⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、<u>当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。</u></p>
<p><b>【質権口記載又は記録の受益権の取り扱い】</b>  <b>第39条</b> <u>振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。</u></p>	<p>&lt;新設&gt;</p>

<p>【信託契約の解約】 第40条 &lt;略&gt;</p>	<p>【信託契約の解約】 第43条 &lt;同左&gt;</p>
<p>【信託約款の変更】 第41条 &lt;略&gt;</p>	<p>【信託約款の変更】 第44条 &lt;同左&gt;</p>
<p>【反対者の買取請求権】 第42条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</u></p> <p>② 前項の場合の取扱い、受託者、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関が協議のうえ、決定するものとします。</p>	<p>【反対者の買取請求権】 第45条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、<u>第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。</u></p> <p>② 前項の場合の取扱い、受託者、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関が協議のうえ、決定するものとします。</p>
<p>【委託者および受託者の業務引継】 第43条 &lt;略&gt; &lt;以下現行約款第47条から第50条まで各条を3条繰上げ&gt;</p>	<p>【委託者および受託者の業務引継】 第46条 &lt;同左&gt;</p>
<p>【付則】 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。</p>	<p>【付則】 第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けるとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</p> <p>② 平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。</p> <p>③ 委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に当該申請の手続きを委任することができます。</p>

- ④ 受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。
- ⑤ 委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。
- ⑥ 委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。
- ⑦ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ⑧ 委託者が第5項の信託約款変更を行なった場合においても、平成19年1月4日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

## SG ロシア東欧株ファンド

### 追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

投資信託説明書（請求目論見書）（訂正事項分）

2006.07

1. この投資信託説明書（目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月3日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成18年3月6日、平成18年3月31日および平成18年7月20日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「SG ロシア東欧株ファンド」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

## ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

### I. 投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成18年7月20日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「SG ロシア東欧株ファンド 投資信託説明書（請求目論見書） 2006.02」（以下「原請求目論見書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するものです。

### II. 訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。なお、下線部      は訂正部分を示します。

### 第2 手続等

#### 1 申込（販売）手続等（原請求目論見書2ページ）

「1 申込（販売）手続等」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

※ ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。



## 2 換金（解約）手続等

### <訂正前>（原請求目論見書2～3ページ）

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。  
(中略)
- (8) (略)

### <訂正後>

- (1) 受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己の有する受益証券につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行（換金）を請求することができます。  
(中略)
- (8) (略)

※ ファンドの受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。平成 19 年 1 月 4 日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に換金の代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとし、平成 18 年 12 月 29 日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成 19 年 1 月 4 日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みの際に、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

## 第3 管理及び運営

### 1 資産管理等の概要

#### <訂正前>（原請求目論見書3～4ページ）

- (2) 保管  
受益証券は受益者と販売会社の間に取り交わされる証券投資信託受益証券等の保護預り契約に基づき販売会社に保管を委託できます。ただし、委託会社に申込みを行った受益者は、保護預りを行う会社との保護預り契約に基づき受益証券の保管を委託できます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。また受益者は、無記名式もしくは記名式で受益証券を保有することができます。  
(中略)
- (5) その他  
(中略)
- ② 信託約款の変更  
(以下略)

#### <訂正後>

- (2) 保管  
受益証券は受益者と販売会社の間に取り交わされる証券投資信託受益証券等の保護預り契約に基づき販売会社に保管を委託できます。ただし、委託会社に申込みを行った受益者は、保護預りを行う会社との保護預り契約に基づき受益証券の保管を委託できます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。また受益者は、無記名式もしくは記名式で受益証券を保有することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(中略)

(5) その他

(中略)

② 信託約款の変更

(中略)

(チ) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記(ロ)から(ニ)までの規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿への記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、(ロ)の書面の交付を原則として行いません。

## 2 受益者の権利等（原請求目論見書6ページ）

「(1) 収益分配金請求権」の後に、以下の注記が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## 第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書7～19ページ）

原請求目論見書の「1 財務諸表」の後に以下の内容が追加されます。以下は、追加される内容のみ記載しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成17年10月21日から平成18年4月20日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年6月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
業務執行社員

公認会計士

高尾 幸裕



代表社員  
業務執行社員

公認会計士

英 公一



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成17年10月21日から平成18年4月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益及び剰余金計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成18年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成17年10月21日から平成18年4月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

SG ロシア東欧株ファンド

(1) 中間貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	第 2 期中間計算期間末 (平成18年4月20日現在)
		金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
金 銭 信 託		97,993,904
コ ー ル ・ ロ ー ン		957,068,606
投 資 証 券		11,447,770,348
派 生 商 品 評 価 勘 定		2,686,000
未 収 利 息		26
流 動 資 産 合 計		12,505,518,884
資 産 合 計		12,505,518,884
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 金		493,884,000
未 払 解 約 金		92,339,149
未 払 受 託 者 報 酬		1,816,109
未 払 委 託 者 報 酬		44,105,382
そ の 他 未 払 費 用		2,594,375
流 動 負 債 合 計		634,739,015
負 債 合 計		634,739,015
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本		7,844,560,862
剰 余 金		
中 間 剰 余 金		4,026,219,007
純 資 産 合 計		11,870,779,869
負 債 ・ 純 資 産 合 計		12,505,518,884

## (2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 至 平成 1 8 年 4 月 2 0 日 〕
	金 額	
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息		1,871
有価証券売買等損益		2,346,315,170
為替差損益		394,477,736
営業収益合計		2,740,794,777
営業費用		
受託者報酬		1,816,109
委託者報酬		44,105,382
その他費用		2,687,482
営業費用合計		48,608,973
営業利益		2,692,185,804
経常利益		2,692,185,804
中間純利益		2,692,185,804
一部解約に伴う中間純利益分配額		495,314,357
期首剰余金		871,213,729
剰余金増加額		1,489,781,397
当中間期追加信託に伴う剰余金増加額		1,489,781,397
剰余金減少額		531,647,566
当中間期一部解約に伴う剰余金減少額		531,647,566
分 配 金		—
中 間 剰 余 金		4,026,219,007

## 重要な会計方針

項 目	期 別	第 2 期中間計算期間 〔 自 平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 至 平成 1 8 年 4 月 2 0 日 〕
	1. 運用資産の評価基準及び評価方法	
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4. その他		当ファンドの計算期間は平成17年10月21日から平成18年10月20日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は平成17年10月21日から平成18年4月20日までとなっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第2期中間計算期間末 (平成18年4月20日現在)	
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	
期首元本額:	5,726,135,871円
期中追加設定元本額:	5,025,159,493円
期中一部解約元本額:	2,906,734,502円

(中間損益及び剰余金計算書関係)

第2期中間計算期間 (自平成17年10月21日 至平成18年4月20日)	
1. 受託会社との取引高	
営業取引(受託者報酬)	1,816,109円

(有価証券関係)

第2期中間計算期間(自平成17年10月21日 至平成18年4月20日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

取引の時価等に関する事項

第2期中間計算期間(自平成17年10月21日 至平成18年4月20日)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	491,130,000	-	493,816,000	2,686,000
	ユーロ				
合	計	491,130,000	-	493,816,000	2,686,000

(注)時価の算定方法

為替予約取引

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

① 計算期間末日においては為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

(1口当たり情報)

第2期中間計算期間 (自平成17年10月21日 至平成18年4月20日)	
1口当たり純資産額	1.5132円
(1万口当たり純資産額)	15,132円)

## 参考情報

当ファンドは、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネーマーケット (ユーロ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネーマーケット (ユーロ)」(以下「両サブ・ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人SGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。両サブ・ファンドの2005年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S à r. l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S à r. l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

## ■ 「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の状況 SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ 純資産計算書

2005年5月31日現在

通貨 (単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	58,603,099
<b>資産</b>	
有価証券 (時価)	65,519,876
銀行預金	4,279,565
有価証券売却による未収入金	44,434
ファンド発行未収入金	6,960
未収利息	8,917
未収配当金 (純額)	665,879
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
<b>資産合計</b>	<b>70,525,631</b>
<b>負債</b>	
当座借越	3,683,458
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	1,878
未払運用報酬	93,831
その他未払費用	115,994
未払年次税	3,980
未払利息	5,134
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
<b>負債合計</b>	<b>3,904,275</b>
<b>純資産</b>	<b>66,621,356</b>
<b>一単位当たり純資産*</b>	<b>111.7305</b>
<b>発行済投資証券口数*</b>	<b>76,339</b>

※ サブファンドの発行するJ Cクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価

公式な証券取引所に上場されている、あるいは他の公式の市場で取引されている有価証券やマネーマーケットの金融商品は、それらの証券の主要な取引市場である証券取引所あるいは他の市場における入手可能な終値によって評価されます。

入手可能な終値が適切な有価証券やマネーマーケットの金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場からその価格は合理的に予想可能な売却価格をもとに取締役会により決定されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていない有価証券やマネーマーケットの金融商品は、取締役会による予測売却価格が適切と考える評価基準に従って評価されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていないマネーマーケットの金融商品で、償還までの残存期間12ヶ月未満で90日以上のもは、未収利息を加算した取得原価で計上されます。90日未満の残存期間のマネーマーケットの金融商品は償却原価法により評価されております。

2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現利益あるいは損失は以下のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益／(損)」は、「純資産計算書」に計上

- 「先物の未実現純増減の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細 (株式)

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
239,032	LUKOIL HOLDING / ADR REPR. 1 SH	USD	5,221,463	6,677,835	10.03
213,996	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA /GDR REPR. SH -S- WHEN ISSUE	USD	3,641,548	4,657,495	6.99
74,737	POL MAGYAR OLYA-ES GAZIPARI RT SH -- APOLISH-	HUF	3,289,174	4,650,368	6.99
170,687	GAZPROM SP / ADR REPR. 10 SH -- SGEDEON-	USD	4,318,661	4,539,978	6.82
78,500	SURGUTNEFTEGAS JSC / ADR REPR.100 SHS	USD	2,959,226	3,322,618	4.99
70,858	JSC MINING & METALLURGICAL CO NORILSK NOCKEL / ADR REPR. 1SH	USD	3,218,500	3,311,573	4.97
125,477	OTP BANK LTD	HUF	2,556,864	3,142,793	4.72
692,365	POLISH TELECOM / GDR REPR. 1 SH -- A-POLSKI	USD	2,858,748	3,124,787	4.69
90,956	VIMPEL COMMUNICATIONS / ADR REPR. 1/4 SH	USD	2,052,941	2,619,054	3.93
720,989	MAGYAR TELEKOM (EX: MATAV)	HUF	2,528,145	2,271,502	3.41
93,392	UNIFIED ENERGY SYSTEM RUSSIA / GDR REPR. 100 SHS	USD	2,170,198	2,159,894	3.24
159,087	AFK SISTEMA / GDR REPR. SH -SAK	USD	2,108,361	2,014,970	3.02
3,551	AK SBREGATELNY BANK SBERBANK	USD	1,262,537	1,803,326	2.71
65,100	SURGUTNEFTEGAS JSC / ADR REPR. 50 SHS	USD	1,712,013	1,800,433	2.70
62,000	MOBILE TELESYSTEMS / ADR REPR. 5 SH	USD	1,578,167	1,678,913	2.52
223,939	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	PLN	1,431,359	1,433,327	2.15
13,376	GEDEON RICHTER / GDR SH -- SING-	USD	1,191,426	1,393,948	2.09
93,300	VOSTOK NAFTA INVESTMENT LTD	SEK	1,243,333	1,342,063	2.01
107,500	SIBIRSKAYA NEFT / ADR REPR. 5 SH	USD	1,312,431	1,299,531	1.95
95,360	CESKE ENERGETICKE ZAVODY A. S.	CZK	1,011,812	1,272,405	1.91
3,772,448	CENTRAL TELECOMMUNICATIONS COMPANY	USD	1,141,087	1,100,782	1.65
178,754	AMREST HOLDINGS NV	PLN	1,028,824	1,075,040	1.61
31,033	BANK POLSKA KASA OPIEKI GRUPA	PLN	922,732	1,019,371	1.53
17,290,388	SIBIRTELECOM JSC	USD	797,465	741,541	1.11
361,868	EXPOMEDIA GROUP PLC	GBP	662,586	727,456	1.09
1,232	PHILIP MORRIS CR AS	CZK	639,315	695,838	1.04
21,200	LEBEDYANSKY EXPERIMENTAL CANNERY OJSC	USD	600,224	657,694	0.99
4,239	POSLOVNI SISTEM MERCATOR D. D	SIT	697,560	646,066	0.97
23,956	KETY GRUPA SA	PLN	690,512	639,361	0.96
649,213	NETIA SA	PLN	647,681	605,263	0.91
4,518	ING BANK SLASKI SA	PLN	493,254	453,951	0.68
40,650	SEVENTH CONTINENT JSC	USD	367,256	412,219	0.62
5,595,092	SOUTHERN TELECOM (EX: KUBANELECTROSVYAZ)	USD	366,312	408,155	0.61
34,497	PROKOM SFTWARE SA / GDR REPR. 1/2 SH -SSEVENTH	USD	597,423	403,749	0.61
143,500	VALKYRIES PETROLEUM CORP	CAD	250,945	371,020	0.56
129,375	VOLGATELECOM JSC	USD	362,823	364,028	0.55



数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
3,552	KOMERCNI BANKA AS	CZK	316,168	348,526	0.52
13,257	COMPUTERLAND POLAND SA	PLN	354,025	333,003	0.50
Total investments			58,603,099	65,519,876	98.35

■ 「SGAM Fund マネーマーケット (ユーロ)」 の状況  
SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) 純資産計算書

2005年5月31日現在

通貨 (単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	865,889,141
<b>資産</b>	
有価証券 (時価)	865,889,141
銀行預金	94,175,720
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	-
未収利息	2,318,414
未収配当金 (純額)	-
その他資産	7,882
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	962,391,157
<b>負債</b>	
当座借越	4,659
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
未払運用報酬	235,868
その他未払費用	188,407
未払年次税	19,596
未払利息	19
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	448,549
<b>純資産</b>	961,942,608
<b>一単位当たり純資産*</b>	107.5998
<b>発行済投資証券口数*</b>	11,540

※ サブファンドの発行する J C クラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価

公式な証券取引所に上場されている、あるいは他の公式の市場で取引されている有価証券やマネーマーケットの金融商品は、それらの証券の主要な取引市場である証券取引所あるいは他の市場における入手可能な終値によって評価されます。

入手可能な終値が適切な有価証券やマネーマーケットの金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場からその価格は合理的に予想可能な売却価格をもとに取締役会により決定されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていない有価証券やマネーマーケットの金融商品は、取締役会による予測売却価格が適切と考える評価基準に従って評価されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていないマネーマーケットの金融商品で、償還までの残存期間12ヶ月未満で90日以上のもは、未収利息を加算した取得原価で計上されます。90日未満の残存期間のマネーマーケットの金融商品は償却原価法により評価されております。

2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現利益あるいは損失は以下のように入上されます：

- 「先物取引未実現評価益／(損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増減の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細（株式以外）

短期社債

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
24,000,000	HEXAGON FINANCE 0% 20.05.05/22.08.05	EUR	23,868,497	23,868,497	2.49
15,000,000	AUCHAN 0% 10.05.05/04.08.05	EUR	14,924,948	14,924,948	1.55
15,000,000	LMA SA 0% 24.03.05/16.06.05	EUR	14,926,165	14,926,165	1.55
14,000,000	ALTITUDE FUNDING 0% 20.04.05/20.07.05	EUR	13,925,551	13,925,551	1.46
12,500,000	GENERAL ELECTRIC CAPITAL CORP 0% 16.03.05/16.06.05	EUR	12,433,275	12,433,275	1.29
12,000,000	CARREFOUR 0% 06.05.05/29.07.05	EUR	11,941,348	11,941,348	1.24
12,000,000	LMA SA 22.04.05/25.07.05	EUR	11,933,939	11,933,939	1.24
12,000,000	MORGAN STANLEY GROUP DEAN WITTER 0% 15.04.05/15.07.05	EUR	11,936,186	11,936,186	1.24
12,000,000	SIRP 0% 11.05.05/10.08.05	EUR	11,936,486	11,936,486	1.24
12,000,000	SNECMA 0% 10.05.05/04.08.05	EUR	11,939,817	11,939,817	1.24
12,000,000	VIVENDI ENVIRONNEMENT 0% 07.04.05/29.06.05	EUR	11,941,084	11,941,084	1.24
10,000,000	COGEVOLT FUNDING 0% 06.04.05/06.07.05	EUR	9,946,197	9,946,197	1.03
10,000,000	S A GESTION STOCK 0% 27.04.05/20.07.05	EUR	9,951,123	9,951,123	1.03
7,000,000	CARREFOUR 0% 12.04.05/11.07.05	EUR	6,963,269	6,963,269	0.72
4,500,000	VEOLIA 0% 04.05.05/29.07.05	EUR	4,477,325	4,477,325	0.47
Total treasury bills			183,045,210	183,045,210	19.03

譲渡可能定期預金証書

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
29,000,000	SPINTAB 0% 01.04.05/01.07.05	EUR	28,848,852	28,848,852	3.00
28,500,000	UNICREDITO ITALIANO 0% 23.03.05/23.06.05	EUR	28,347,506	28,347,506	2.95
27,000,000	RABOBANK NEDERLAND NV 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	26,857,163	26,857,163	2.79
24,000,000	BARCLAYS BANK PLC 0% 09.05.05/09.08.05	EUR	23,871,887	23,871,887	2.48
20,000,000	CITIBANK NA 2.10% 03.05.05/03.08.05	EUR	20,000,000	20,000,000	2.09
16,500,000	NORDEA BANK FINLAND 0% 28.04.05/28.07.05	EUR	16,412,359	16,412,359	1.71
15,500,000	CFCM MAIN 0% 22.03.05/22.06.05	EUR	15,416,869	15,416,869	1.60
15,000,000	CFCM 0% 30.03.05/29.06.05	EUR	14,919,858	14,919,858	1.55
15,000,000	RABOBANK NEDERLAND 0% 14.03.05/14.06.05	EUR	14,919,835	14,919,835	1.55
15,000,000	CNCEP 0% 23.03.05/23.06.05	EUR	14,919,778	14,919,778	1.55
15,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0% 14.04.05/15.07.05	EUR	14,919,550	14,919,550	1.55
15,000,000	CNCEP 0% 24.03.05/24.06.05	EUR	14,919,513	14,919,513	1.55
15,000,000	CNCA 0% 30.03.05/30.06.05	EUR	14,919,171	14,919,171	1.55
14,000,000	CFCM LOIRE 2.11% 21.03.05/21.06.05	EUR	14,000,000	14,000,000	1.46
14,000,000	NATEXIS BANQUE POPULAIRE 2.11% 25.04.05/01.08.05	EUR	14,000,000	14,000,000	1.46
13,000,000	BANQUE PSA FINANCE 0% 21.04.05/21.07.05	EUR	12,930,218	12,930,218	1.34
13,000,000	COFIDIS 0% 30.03.05/30.06.05	EUR	12,929,127	12,929,127	1.34
12,000,000	NORTHERN ROCK PLC 2.10% 12.05.05/12.08.05	EUR	12,000,000	12,000,000	1.25
12,000,000	HALIFAX BANK OF SCOTLAND 0% 19.04.05/18.07.05	EUR	11,937,032	11,937,032	1.24
12,000,000	OKB 0% 19.05.05/18.08.05	EUR	11,936,636	11,936,636	1.24
12,000,000	HBOD TREASURY SERVICES PLC 0% 18.04.05/18.07.05	EUR	11,936,336	11,936,336	1.24
12,000,000	SPINTAB AB 0% 19.04.05/19.07.05	EUR	11,936,336	11,936,336	1.24
12,000,000	ABN BOUWFOUND 0% 31.05.05/31.08.05	EUR	11,935,944	11,935,944	1.24
12,000,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 0% 16.03.05/16.06.05	EUR	11,935,868	11,935,868	1.24

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
12,000,000	ABN BOUWFOUND 0% 10.03.05/10.06.05	EUR	11,935,792	11,935,792	1.24
12,000,000	AGF BANQUE 23.03.05/23.08.05	EUR	11,935,792	11,935,792	1.24
12,000,000	CA ATLANTIQUE 0% 11.03.05/13.06.05	EUR	11,934,404	11,934,404	1.24
12,000,000	NATEXIS BANQUE POPULAIRE 0% 26.04.05/01.08.05	EUR	11,932,162	11,932,162	1.24
10,660,000	CRCAM NORD EST 0% 30.05.05/01.09.05	EUR	10,601,591	10,601,591	1.10
10,500,000	NATEXIS 0% 04.05.05/04.08.05	EUR	10,443,951	10,443,951	1.09
10,000,000	CFCM DAUPHINE 2.11% 22.03.05/22.06.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	CRAMIF 2.105% 10.05.05/10.08.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	LAZARD FRERES BANQUE 2.14% 25.04.05/25.07.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	NORDEA BANK FINLAND PLC 2.105% 27.04.05/27.07.05	EUR	10,000,000	10,000,000	1.04
10,000,000	BRITANIA BUILDING 0% 20.04.05/18.07.05	EUR	9,948,107	9,948,107	1.03
10,000,000	BFCM 0% 19.05.05/19.08.05	EUR	9,946,620	9,946,620	1.03
10,000,000	CCCIF 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	9,946,620	9,946,620	1.03
9,600,000	CMB 0% 18.03.05/20.06.05	EUR	9,547,399	9,547,399	0.99
8,200,000	BARCLAYS BANK 0% 14.04.05/13.07.05	EUR	8,156,871	8,156,871	0.85
8,000,000	DIAC 0% 12.04.05/12.07.05	EUR	7,956,557	7,956,557	0.83
8,000,000	RCI 0% 04.04.05/04.07.05	EUR	7,956,557	7,956,557	0.83
7,500,000	CRCAM 0% 13.05.05/12.08.05	EUR	7,460,398	7,460,398	0.78
7,000,000	RCI 0% 11.04.05/11.07.05	EUR	6,961,988	6,961,988	0.72
6,000,000	CFCM NORD 0% 17.05.05/16.08.05	EUR	5,968,168	5,968,168	0.62
5,500,000	LAZARD FRERES BANQUE 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	5,470,085	5,470,085	0.57
5,000,000	RABOBANK NEDERLAND NV 0% 13.05.05/03.08.05	EUR	4,976,254	4,976,254	0.52
5,000,000	SNS BANK NEDERLAND 0% 22.03.05/15.06.05	EUR	4,975,272	4,975,272	0.52
3,500,000	CA ATLANTIQUE 0% 28.04.05/28.07.05	EUR	3,481,388	3,481,388	0.36
3,000,000	COFIDIS 0% 23.05.05/23.08.05	EUR	2,983,758	2,983,758	0.31
Total certificates of deposit			601,269,572	601,269,572	62.51

ユーロ建CP

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
15,000,000	MANE 0% 17.05.05/17.08.05	EUR	14,919,171	14,919,171	1.55
12,700,000	CAIXA GNL DE DEPOSITO 0% 13.04.05/13.07.05	EUR	12,632,623	12,632,623	1.31
12,000,000	ARBELLA FUNDING 0% 14.03.05/14.06.05	EUR	11,935,034	11,935,034	1.24
12,000,000	RHEIN MAIN SECURITISATION 0% 09.03.05/15.06.05	EUR	11,930,983	11,930,983	1.24
10,000,000	LEXINGTON PARKER 0% 04.04.05/24.06.05	EUR	9,952,192	9,952,192	1.03
9,311,000	RHEIN MAIN SECURITISATION 0% 15.03.05/10.06.05	EUR	9,263,540	9,263,540	0.96
8,000,000	MANE 0% 11.04.05/11.07.05	EUR	7,956,957	7,956,957	0.83
3,000,000	SUNCORP METWAY 0% 07.04.05/07.07.05	EUR	2,983,859	2,983,859	0.31
Total euro commercial papers			81,574,359	81,574,359	8.47

Total investments			865,889,141	865,889,141	90.01
-------------------	--	--	-------------	-------------	-------

## 2 ファンドの現況

全文が以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

### SG ロシア東欧株ファンド 純資産額計算書

平成18年5月末日

	円
I 資産総額	10,682,129,493
II 負債総額	56,638,872
III 純資産総額 (I - II)	10,625,490,621
IV 発行済数量 (口)	7,917,786,895
V 1口当たり純資産額 (III/IV) (1万口当たりの純資産額)	1.3420 (13,420)

《参考》

### SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ 純資産額計算書

平成18年5月末日

	ユーロ
I 資産総額	148,267,458
II 負債総額	416,009
III 純資産総額 (I - II)	147,851,449
IV 発行済数量 (口) ※	429,634
V 1口当たり純資産額※	168.8009

※ サブファンドの発行する J C クラス分であります。

### SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ) 純資産額計算書

平成18年5月末日

	ユーロ
I 資産総額	995,132,670
II 負債総額	532,471
III 純資産総額 (I - II)	994,600,199
IV 発行済数量 (口) ※	8,007
V 1口当たり純資産額※	109.8104

※ サブファンドの発行する J C クラス分であります。

## 第5 設定及び解約の実績 (原請求目論見書 19 ページ)

全文が、以下の通り更新訂正されます。以下は、訂正後の内容のみ記載しております。

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1期計算期間 (平成17年3月31日～平成17年10月20日)	6,605,282,093	879,146,222
第2期中間計算期間 (平成17年10月21日～平成18年 4月20日)	5,025,159,493	2,906,734,502

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。

SG ロシア東欧株ファンド

SG ロシア東欧株ファンド